

子ども・子育て支援事業計画 (案)

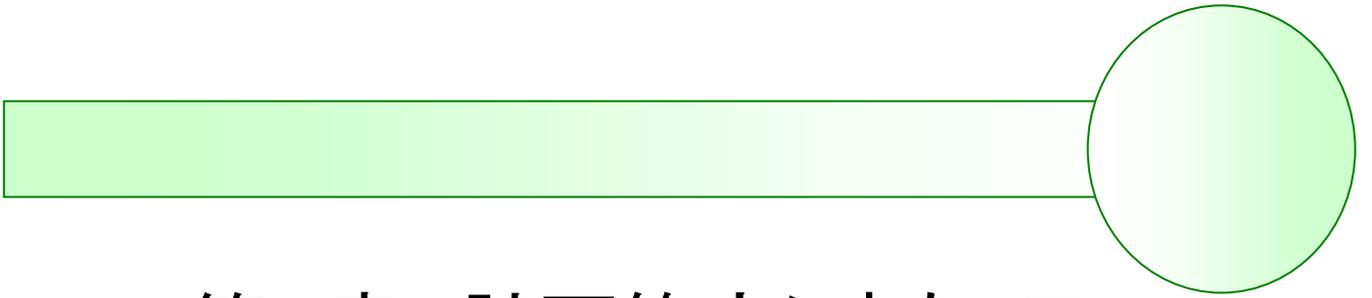
平成27年度～平成31年度

平成26年12月現在
指 宿 市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画策定体制と経過.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	8
1 指宿市の子どもをめぐる現状.....	8
2 児童福祉の状況.....	15
3 教育・保育等のサービスの利用状況.....	16
4 次世代育成支援地域行動計画（後期）における目標事業量設定事業の達成状況.....	17
5 子ども・子育てに関するニーズ調査の結果概要.....	19
6 指宿市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1 基本理念.....	30
2 基本的な視点.....	31
3 基本目標.....	32
4 施策の体系.....	34
5 子ども・子育て支援計画のイメージ.....	35
第4章 施策の展開.....	38
1 基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり.....	38
2 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり.....	43
3 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり.....	48
4 基本目標4 みんなが育つ環境づくり.....	52
5 基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり.....	57
6 基本目標6 安心して生活できる環境づくり.....	59
第5章 事業計画.....	64
1 教育・保育の提供区域について.....	64
2 保育の必要性の認定について.....	65
3 給付対象としての認可と確認.....	67
4 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	68
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	70

第6章 計画の推進に向けて	78
1 市町村等の責務.....	78
2 計画の推進に向けた役割	78
3 計画の推進に向けた連携	78
第7章 資料編.....	80
1 指宿市子ども子育て会議設置要綱.....	80
2 指宿市子ども子育て会議委員名簿.....	82
3 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義.....	83



第1章 計画策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進行や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、保育ニーズは年々増加しており、都市部を中心に、依然として保育所の待機児童が存在しています。

また、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化などもあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

さらに、子どもの数の減少とともに、兄弟姉妹も減少しており乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。

しかし、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中でも、子どもたちが健やかに笑顔で成長していくことができるよう、保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、これまで、こうした子育て家庭を支えるため、各種保育・子育て支援サービスの拡充に取り組むとともに、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、きめ細やかな相談体制の充実や、子育て情報の提供、親と子の居場所づくりなど、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての子どもが安心して育まれるとともに、子どもたちが集団の中で育ち合うことができるよう、また家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを地域社会全体でしっかりと支援していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成15年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全かつ安心で健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図る。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを普及し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図る。

地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるよう、子ども・子育て支援の充実を図る。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけと関連計画との関係

本計画は「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画として策定します。

また、「第一次指宿市総合振興計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子どもの「育ち」と子どもを養育する保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に包含されることから、この計画を母子保健計画としても位置づけることとします。

さらに、健康増進計画、障害者計画、男女共同参画基本計画などの諸計画と連携し、整合性を図ります。

【子ども・子育て支援法第 61 条】

市町村は、基本指針に則して、5 年を 1 期とする教育・保育及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第 8 条】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

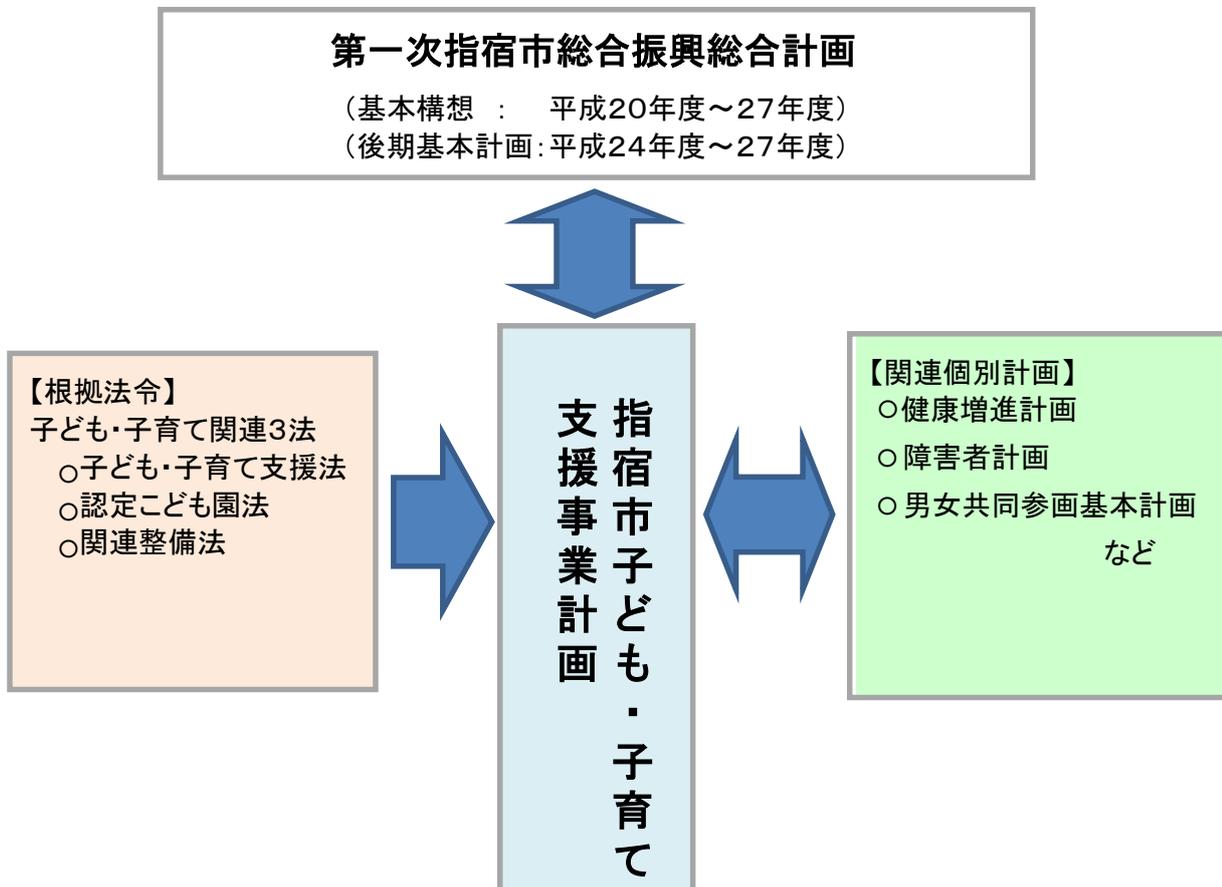
(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政などの個人及び団体を対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、0 歳児から概ね 18 歳までとします。

また、子ども・子育て支援法等が定める就学前の教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

【計画の位置づけ】



4 計画の期間

計画期間を平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者 1,588 人を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」を実施しました。

(2) 「指宿市子ども・子育て会議」の設置

「子ども・子育て会議」は、「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」第 77 条第 1 項に基づき、市町村の合議制の機関である「地方版子ども・子育て会議」として設置しています。

また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例により設置する本市の附属機関です。

(3) 計画策定に向けた主な取り組み

本計画策定に向けた主な取り組みを時系列で表すと以下の通りとなります。

平成 25 年度	
平成 25 年 10 月 22 日	ニーズ調査の実施
平成 25 年 12 月 27 日	ニーズ調査結果の県報告
平成 26 年 3 月 20 日	ニーズ調査に基づく量の見込みを県に中間報告

平成 26 年度	
平成 26 年 7 月 14 日	第 1 回子ども子育て会議
平成 26 年 7 月 10 日	ニーズ調査に基づく量の見込み・確保の方策を県に報告
平成 26 年 7 月 29 日	第 2 回子ども子育て会議
平成 26 年 8 月 11 日	第 3 回子ども子育て会議
平成 26 年 9 月 26 日	第 4 回子ども子育て会議
平成 26 年 12 月 18 日	関係条例の制定
平成 26 年 12 月 24 日	第 5 回子ども子育て会議
平成 27 年 2 月	第 6 回子ども子育て会議

(4) パブリックコメントの実施（予定）

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 指宿市の子どもをめぐる現状

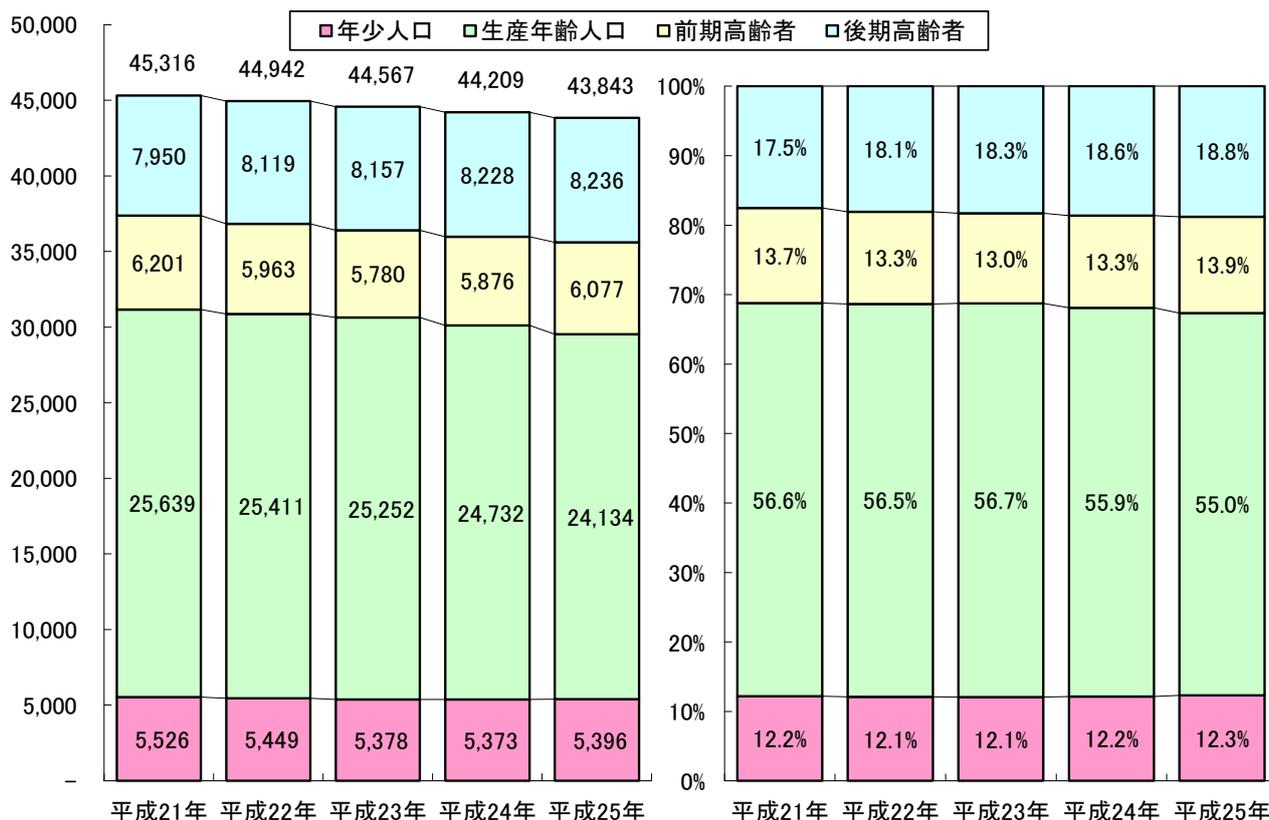
(1) 人口の推移

本市の人口は、平成21年以降緩やかに減少しており、平成25年には43,843人となっています。これを年齢区分別みると、0～14歳の年少人口は、5,396人で総人口の12.3%となり、15～64歳の生産年齢人口は、24,134人で55.0%、65歳以上の高齢者人口は、14,313人で32.7%となっています。

年少人口の割合は、平成21年からほぼ同じ割合となっています。

また、生産年齢人口の割合は、年々減少傾向にあり平成25年の人口ピラミッドをあわせて見ると、20歳前後の主に高校卒業者を中心とした若年層の市外・県外への人口流出の様子が伺えます。

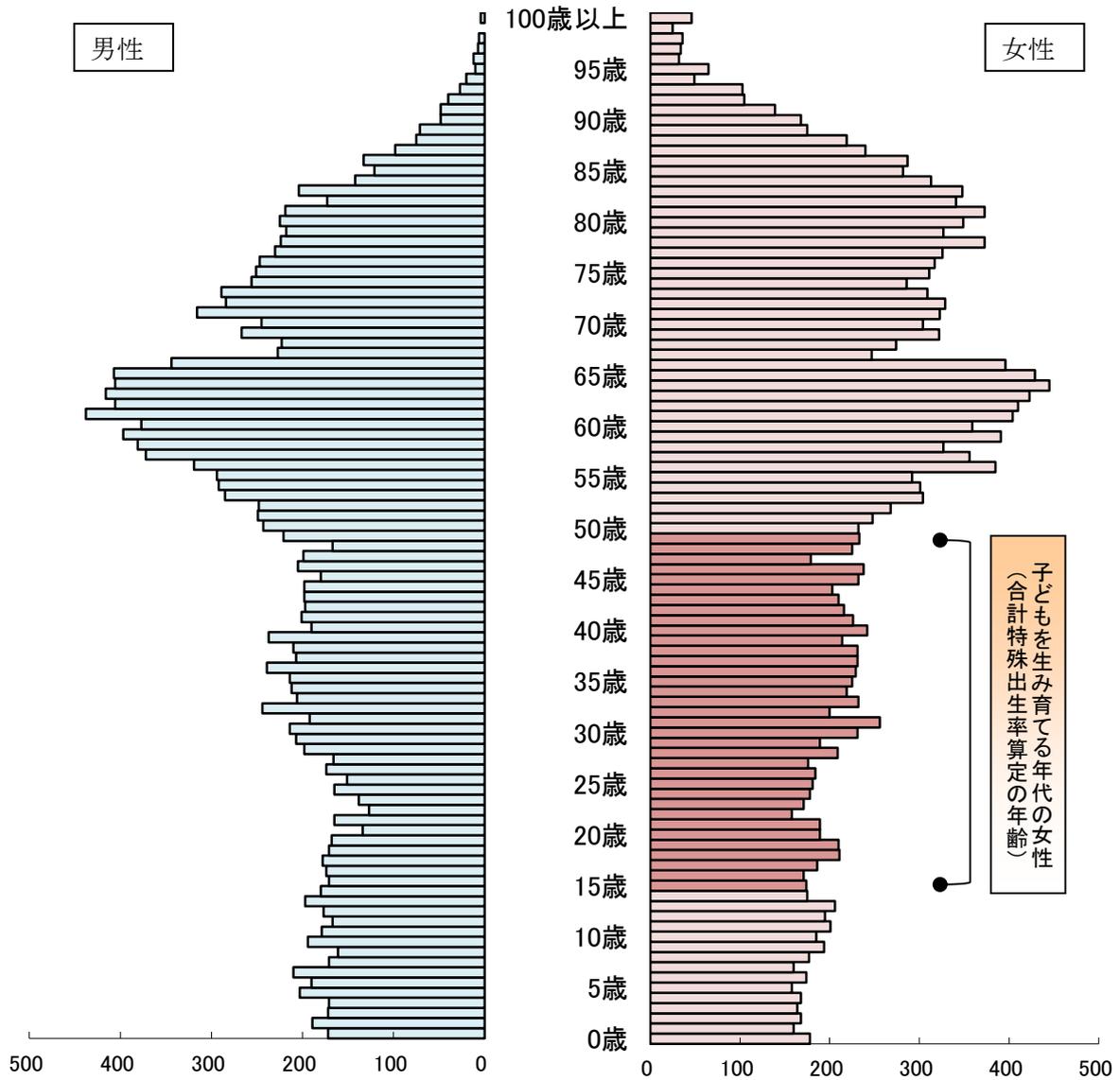
住民基本台帳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

住民基本台帳（平成 25 年 9 月）の状況

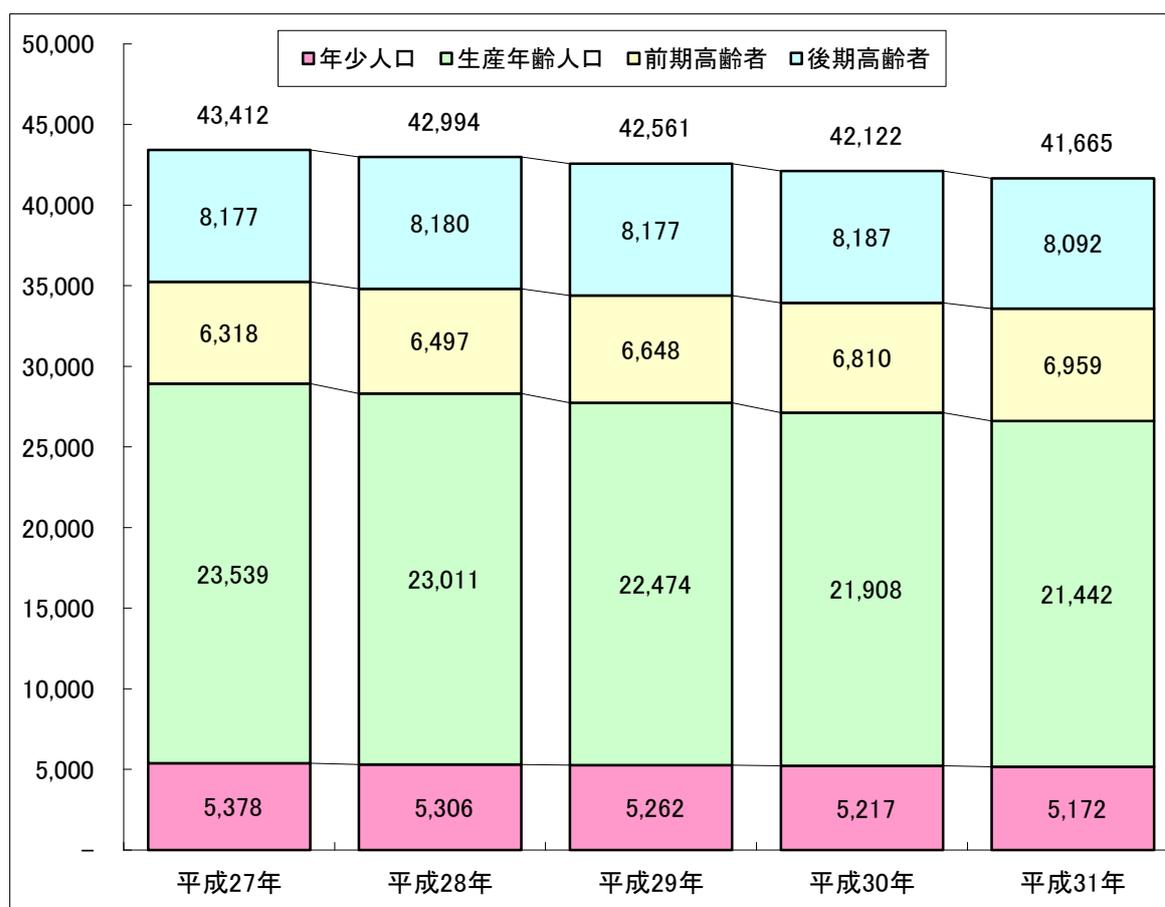


資料：平成 25 年 9 月末住民基本台帳

(2) 将来人口の推計

本市の人口は、平成27年以降も減少傾向にあり、平成31年には41,665人となると推計され、平成25年に対して、5%減少すると予想されます。

また、平成31年の年少人口は、平成25年より224人少ない5,172人程度になると予想されます。

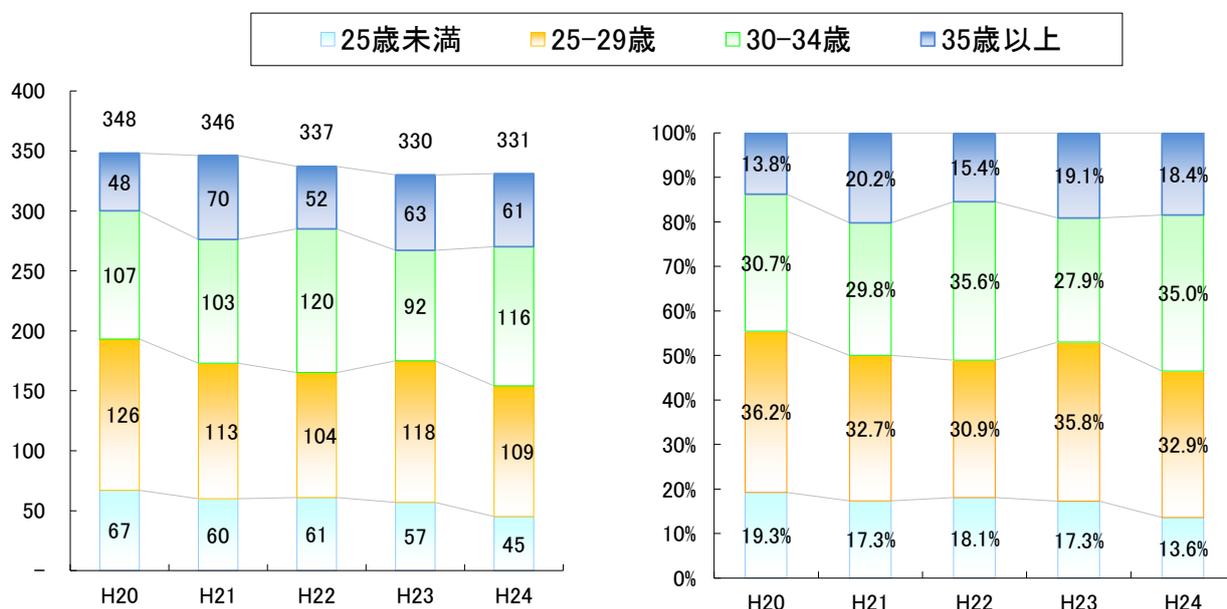


（3）出生数の状況

本市の出生数は、平成20年以降、緩やかな人口減少傾向に伴い多少の減少はあるものの、同じ程度の出生数を維持しています。

出生数と母親年齢の関係を、母親の年齢別に平成20年対平成24年でみると、30歳以上の割合が8.9ポイント上昇しており、一方、30歳未満の割合は9.0ポイント減少しています。

出生数と母親年齢



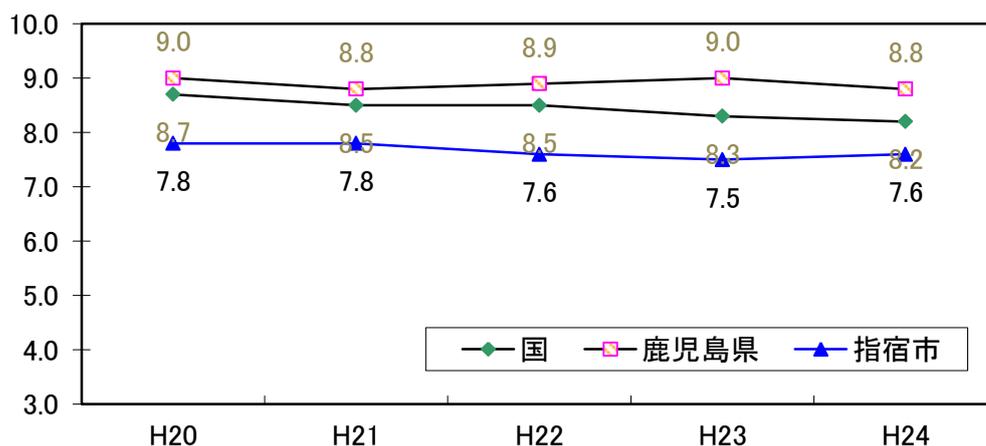
資料：人口動態統計

(4) 出生率と合計特殊出生率について

出生数の状況を人口千人当りに換算して、国・県と比較した出生率は、国・県よりも低く推移しています。

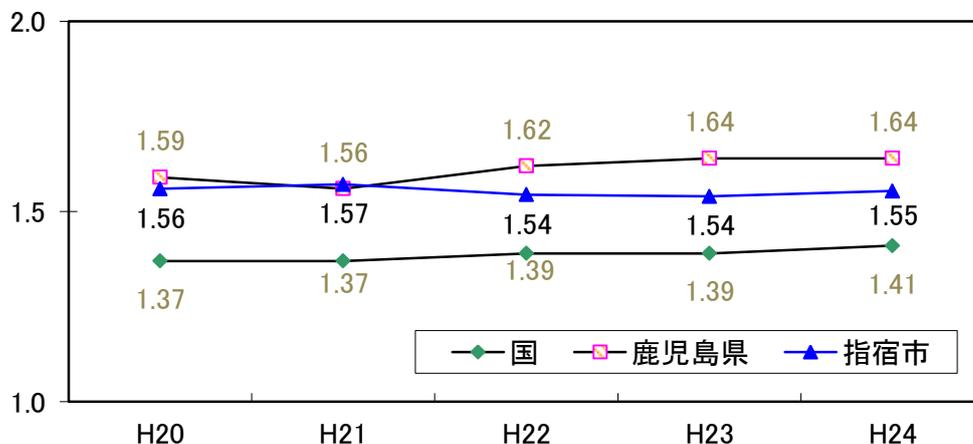
一方、合計特殊出生率では、国よりも高く推移しています。一方、平成22年からは県より低くなっています。合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。近年は、晩婚化・晩産化が進行していることや、各世代の結婚や出産の行動の違いはありますが、上昇する傾向にあるといわれています。

出生率



資料：人口動態統計

合計特殊出生率



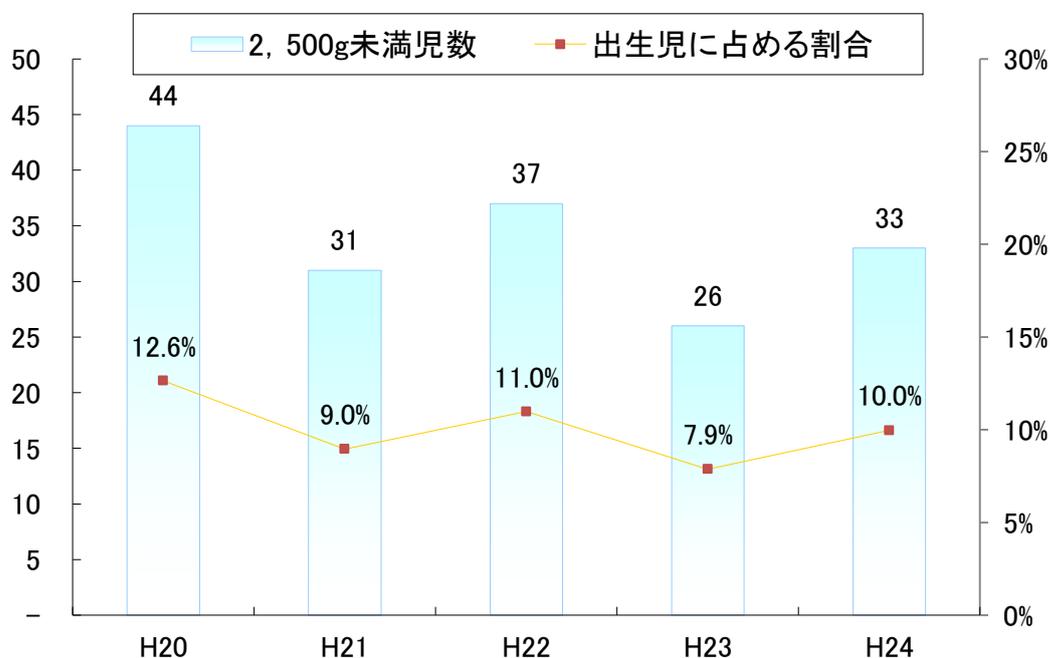
資料：人口動態統計（国・県）及び独自試算

(5) 出生における低体重児の状況

低体重児とは、出生体重が2,500g未満の赤ちゃんのことで、低体重児は体の機能も未熟なので合併症や感染症にかかりやすい特徴があります。妊婦の喫煙・飲酒や食生活（過激なダイエットによる栄養不足）など生活習慣の影響を受けることや、妊婦の歯周疾患の影響を受けることで、増加傾向にあるとされています。

全出生数における低体重児(2,500g未満)の出生の割合は、平成20年に12.6%となっていました。平成24年は10.0%と2.6ポイント低くなっています。

低体重児（2,500g未満）の出生数と全出生に占める割合



資料：人口動態統計

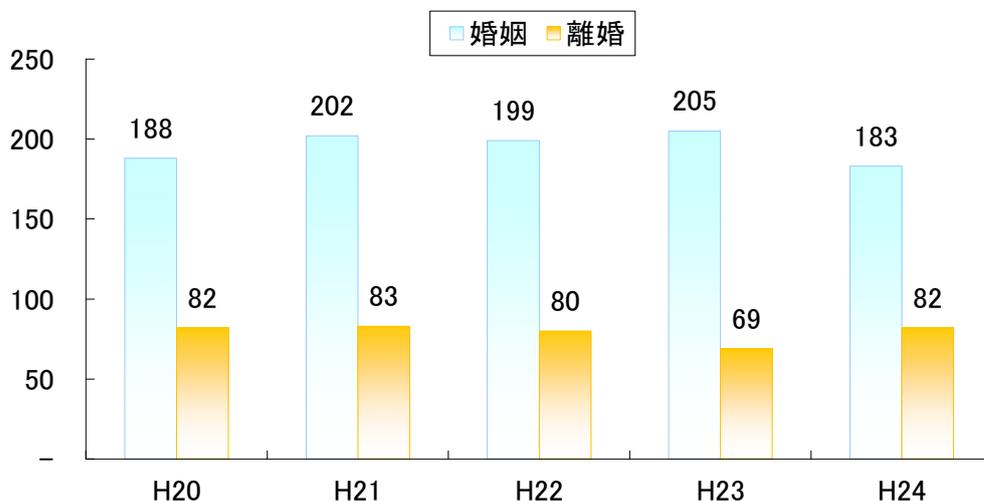
(6) 本市の婚姻・離婚に関する状況

婚姻・離婚の状況に関して、平成20年以降婚姻件数は180～200件程度で推移しています。

また、離婚件数も平成20年以降同程度で推移しています。

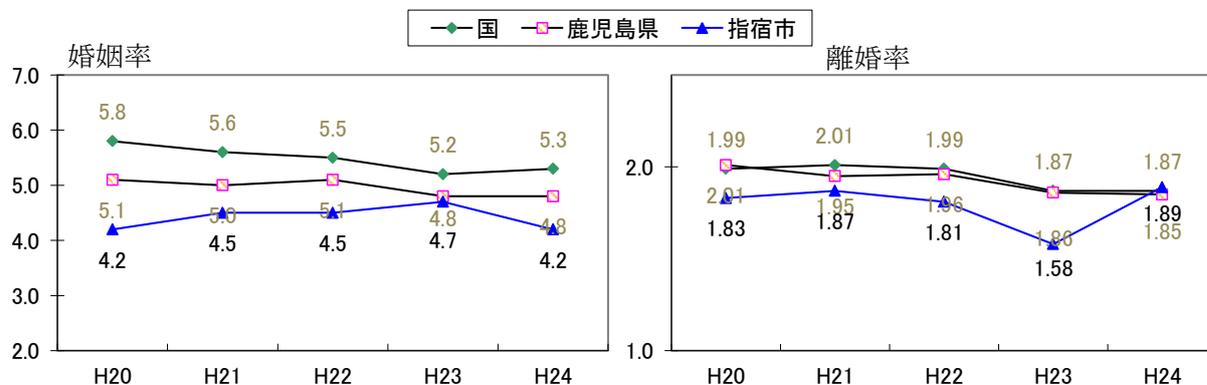
婚姻・離婚の状況を人口千人あたりに換算して、国・県と比較した婚姻率・離婚率は、平成20年以降いずれも国・県よりも低く推移していましたが、離婚率に関しては、平成24年において1.89%と国・県より高くなっています。

婚姻・離婚の件数



資料：人口動態統計

婚姻率・離婚率の比較



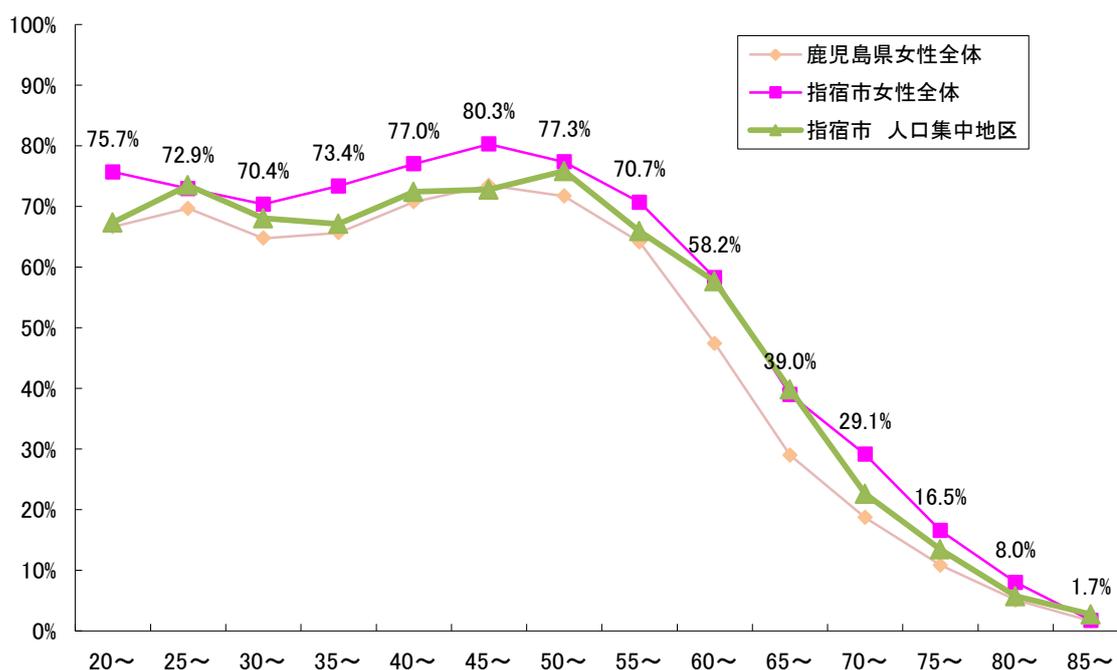
資料：人口動態統計

(7) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本市における女性の就労状況は、主に子育てを行っている30～34歳に大きくくぼみ（一時的な就労率の低下）ができる、「M字カーブ」は緩やかではありますが見受けられます。

また、県平均と比較してみると、各年齢層で就労率が高くなっています。



資料：国勢調査

2 児童福祉の状況

(1) 母子家庭・父子家庭の状況

本市の母子家庭・父子家庭の状況は、母子家庭が 1,563 世帯 (8.1%)、父子家庭が 256 世帯 (1.3%) となっており、父子家庭は、国・県の割合と同程度、母子家庭は県とは同程度で国より高くなっています。

		一般世帯	父子世帯	母子世帯
国	世帯数	51,842,307	664,416	3,858,529
	割合	—	1.3%	7.4%
鹿児島県	世帯数	729,386	9,633	59,795
	割合	—	1.3%	8.2%
指宿市	世帯数	19,210	256	1,563
	割合	—	1.3%	8.1%

資料：平成 22 年国勢調査

3 教育・保育等のサービスの利用状況

認可保育園

各年4月1日現在

		平成24年	平成25年	平成26年	単位
施設数		14	14	14	箇所
定員数		915	915	935	人
在席者数	0歳児	45	44	65	人
	1歳児	135	146	134	人
	2歳児	178	176	178	人
	3歳児	204	197	206	人
	4歳児	224	215	208	人
	5歳児	197	228	227	人
	合計	983	1,006	1,018	人
定員に対する充足率		107.4	109.9	108.9	%
市外の保育所の利用		8	7	9	人

認定こども園（保育所部分）

各年4月1日現在

		平成24年	平成25年	平成26年	単位
施設数		1	1	1	箇所
定員数		30	30	30	人
在席者数	0歳児	4	4	3	人
	1歳児	13	14	16	人
	2歳児	10	12	10	人
	3歳児	0	0	0	人
	4歳児	0	0	0	人
	5歳児	0	0	0	人
	合計	27	30	29	人
定員に対する充足率		90.0	100.0	96.7	%

幼稚園（認定こども園 幼稚園部分含む）

各年5月1日現在

		平成24年	平成25年	平成26年	単位
施設数		7	6	6	箇所
定員数		715	635	635	人
	3歳児	102	113	128	人
	4歳児	125	116	111	人
	5歳児	116	133	121	人
	合計	343	362	360	人
定員に対する充足率		48.0	57.0	56.7	%

4 次世代育成支援地域行動計画（後期）における目標事業量設定事業の達成状況

本市は、次世代育成支援地域行動計画を策定し、平成17年度から平成26年までの10年間で、子育て支援に関する様々な取り組みを、総合的かつ計画的に展開してきました。

本評価の目的は、策定時及び中間評価時に設定された目標について、目標の達成状況を客観的な数値指標で評価し、本市の課題を明らかにすることで、今後の対策に反映させることとなります。

事業名		目標値 平成26年度	実績値 平成25年度
1	通常保育事業	14か所 1,015人	14か所 1,015人
2	延長保育事業	9か所	9か所
3	夜間保育事業	—	—
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	—	—
5	子育て短期支援事業 ショートステイ事業	—	—
6	一時保育事業	1か所	1か所
7	特定保育事業	—	—
8	休日保育事業	1か所	1か所
9	病児・病後児保育（施設型）	1か所	1か所
10	病児・病後児保育（派遣型）	—	—
11	放課後児童健全育成事業	9か所	8か所
12	地域子育て支援センター事業	2か所	2か所
13	つどいの広場	—	—
14	ファミリー・サポート・センター事業	1か所	0か所

No.	事業名	指標	目標値 平成26年度	実績値 平成25年度	
15	子どもや母親の健康の確保	妊娠11週以内での妊娠届出	100.0%	89.0%	
		妊婦健康診査受診率	100.0%	99.3%	
		妊婦の喫煙率	減少させる	4.0%	
		妊婦の飲酒率	減少させる	13.7%	
		妊娠・出産に満足している者の割合	増加させる	妊娠：※93.05%	
				出産：※93.05%	
		3～4カ月児健康診査受診率	100.0%	99.2%	
		1歳6カ月児健康診査受診率	100.0%	98.1%	
		1歳6カ月児むし歯有病者率	減少させる	4.0%	
		3歳児健康診査受診率	100.0%	97.3%	
		3歳児むし歯有病者率	減少させる	30.7%	
		間食として甘味食品・飲料を頻回に（1日3回以上）飲食する習慣がある幼児の割合	減少させる	11.9%	
		ゆったりとした気分で過ごせる時間がある母親の割合	減少させる	※ 90.6%	
		こどもを虐待していると思う親の割合	減少させる	※ 18.4%	
乳幼児の事故防止対策を実施している家族の割合	100.0%	※ 77.7%			
16	小児医療の充実	二種混合（MR）の予防接種率	100.0%	90.9%	
		かかりつけの医者をもつ親の割合	100.0%	※ 93.4%	

※印は、平成26年度アンケート調査によるもの。

5 子ども・子育てに関するニーズ調査の結果概要

この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・就学児童の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ，日常生活等の実態を把握し，計画に反映させるため「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

(1) 調査の概要

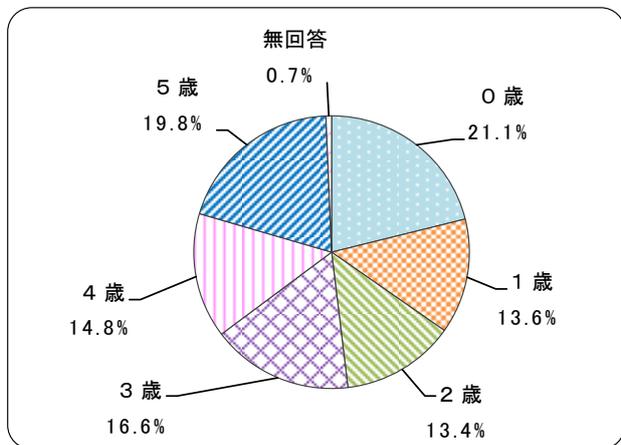
		概要		
1	目的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ，日常生活等の実態を把握し，市町村子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする		
2	調査対象	小学校就学前児童（0～5歳）の保護者	1,588件	
3	調査方法	郵送による配布回収，保育所を通じての配布回収		
4	抽出方法	調査対象の全世帯		
5	回収率	就学前児童	48.0%	763件

(2) 調査結果利用上の注意

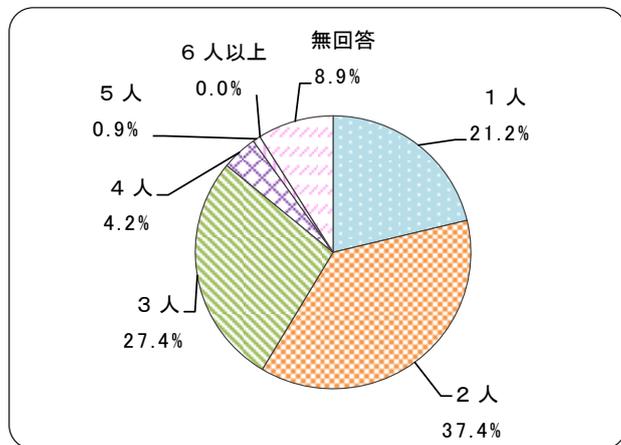
- 回答率は百分比の小数第2位を四捨五入しているため，合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合，その回答比率の合計は100%になりません。
- 数表，図表中の空欄は，該当する選択肢の回答がないことを示します。
- 数表，図表は，スペースの都合上，文言を省略している場合があります。

(3) 調査回答者の属性

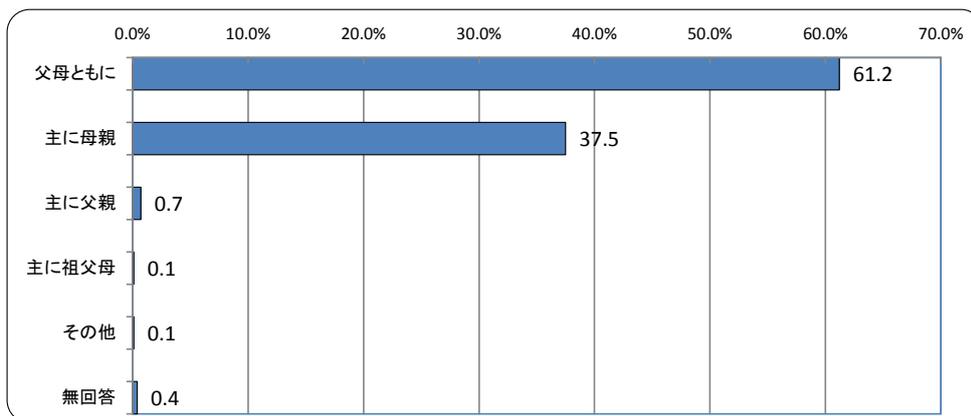
子どもの年齢



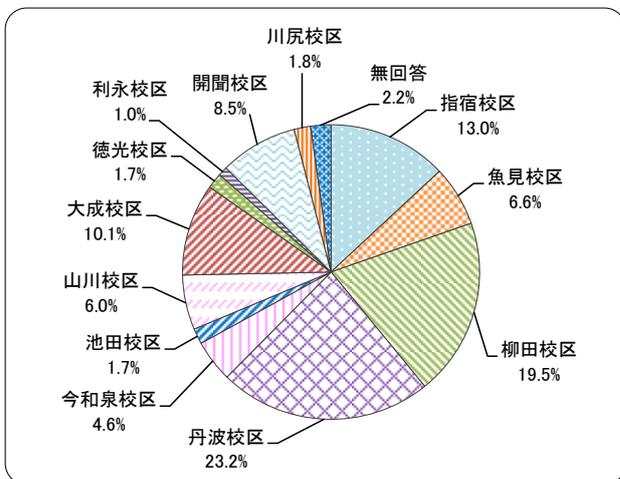
子どもの人数



主となって子育てを行っている人



居住地区 (小学校区)

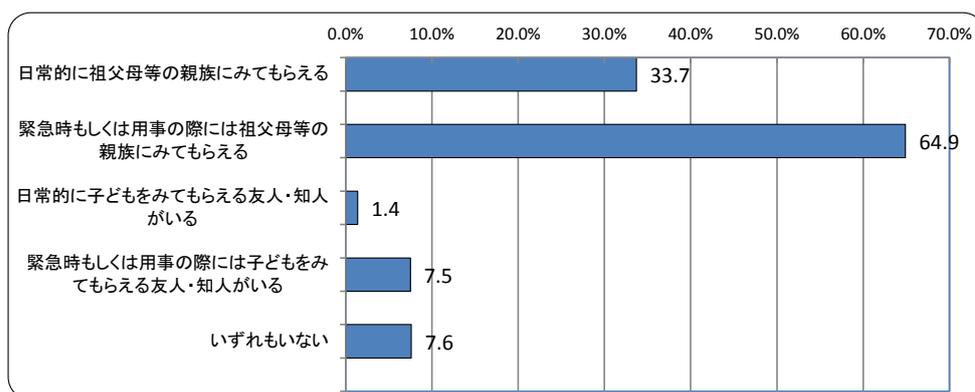


(4) 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもを預けることができる環境があるかどうかの設問に対して、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」33.7%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」64.9%となっており、日常的には、祖父母等の親族の助けを借りている様子がうかがえます。

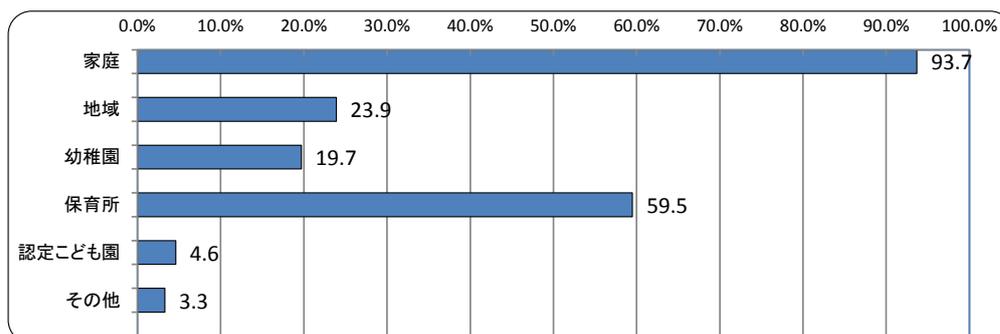
一方、友人や知人の手助けを受けている人の割合は、日常的と緊急時を合計しても、10%ほどとなっているが、このことは、本市では「三世帯同居」や「同じ敷地内に祖父母等とともに生活している」方が多いことから、友人や知人の手助けを借りずとも子育てができる環境があることを意味することも考えることができます。

しかし、子どもを預けることができる環境が「いずれもない」とした方がわずかではあるが「専業主婦」に多く存在していることから孤立しないような支援が必要となっています。



また、子育てにもっとも影響すると思われる環境としては、「家庭」が93.7%と最も多く、「保育所」が59.5%でこれに続き、「地域」は23.9%となっています。

本計画では、子育て世帯が地域の見守りの輪の中で安心感を持って子育てを行っていただけることを目指していることから、今後、子育て世帯にとって、地域活動団体や行政関係が、気軽に相談できる相手となるような雰囲気をつくることが重要となります。



(5) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

定期的な教育・保育の利用状況は、利用していると回答した方が、74.6%となっており、おおむね4分の3が定期的な教育・保育を利用している。

また、利用理由としては、「子育てをしている方が現在就労している」、「子どもの教育や発達のため」という意見が多くなっています。

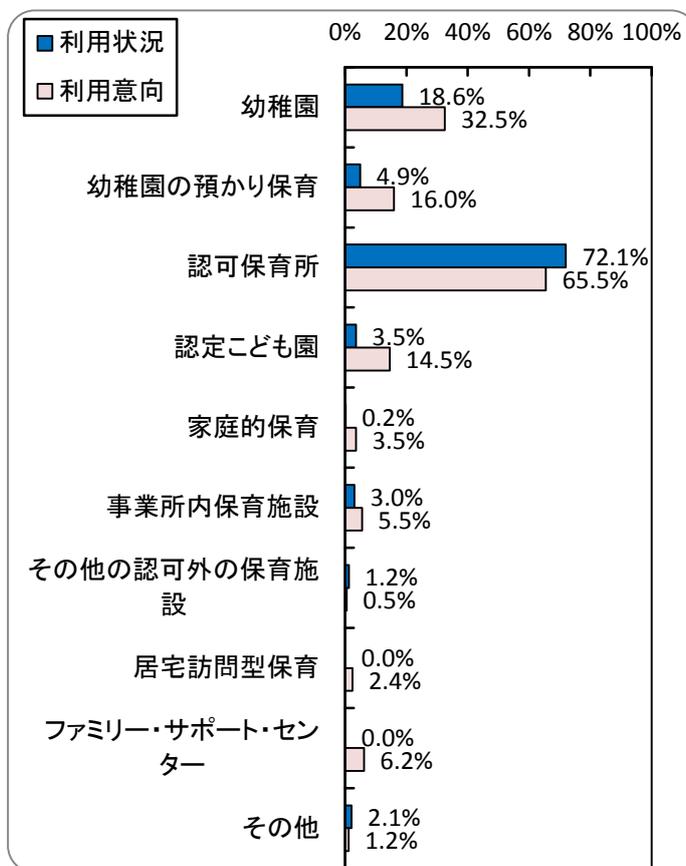
また、子どもの年齢別にみると、3歳未満児ではおおよそ5割程度の利用となっています。

	全体	子供の年齢							家族類型					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答	ひとり親	フル×フル	フル×パート	専業主婦(夫)	その他	無回答
調査数	763 100.0%	161 100.0%	104 100.0%	102 100.0%	127 100.0%	113 100.0%	151 100.0%	5 100.0%	72 100.0%	222 100.0%	208 100.0%	203 100.0%	13 100.0%	45 100.0%
利用している	569 74.6%	43 26.7%	62 59.6%	77 75.5%	124 97.6%	113 100.0%	146 96.7%	4 80.0%	68 94.4%	188 84.7%	187 89.9%	82 40.4%	10 76.9%	34 75.6%
利用していない	189 24.8%	117 72.7%	42 40.4%	24 23.5%	3 2.4%	0 0.0%	2 1.3%	1 20.0%	3 4.2%	32 14.4%	21 10.1%	121 59.6%	3 23.1%	9 20.0%
無回答	5 0.7%	1 0.6%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 2.0%	0 0.0%	1 1.4%	2 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.4%

現在、利用している事業と今後利用したい事業については、幼稚園や幼稚園の預かり保育、認定こども園への利用意向が現状よりも高くなっています。

これらの利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえます。

今後は、これらの潜在的なニーズについて、国がより詳細な算出方法（量の見込みかた）を示していることから、その算出方法を基に「子育て世帯のニーズ量」を把握し、事業の供給体制を検討する必要があります。

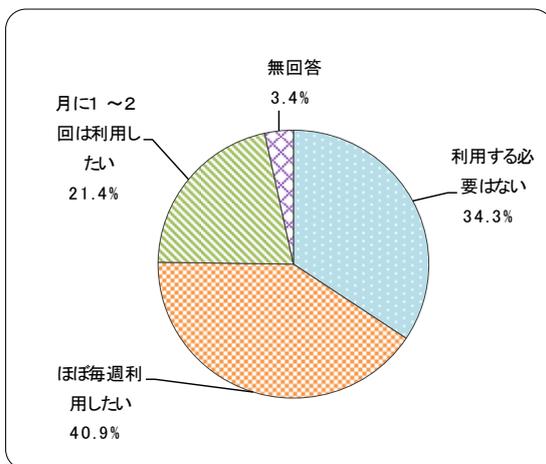


（6）土曜、日曜・祝日の教育・保育の利用意向

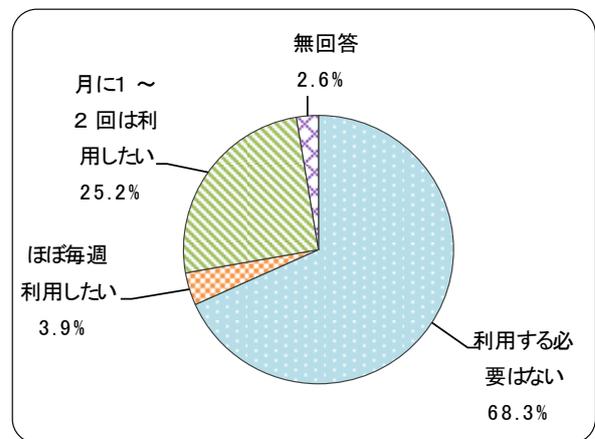
土曜・祝日等の定期的な教育・保育事業の利用意向について、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合計した一定の利用意向を持つ割合は、土曜日では6割を超え、日曜・祝日でも3割となっています。

今後は、これらのニーズを満たしていくためにも、現状のサービス提供体制の維持に努めることが求められています。

土曜日の利用意向

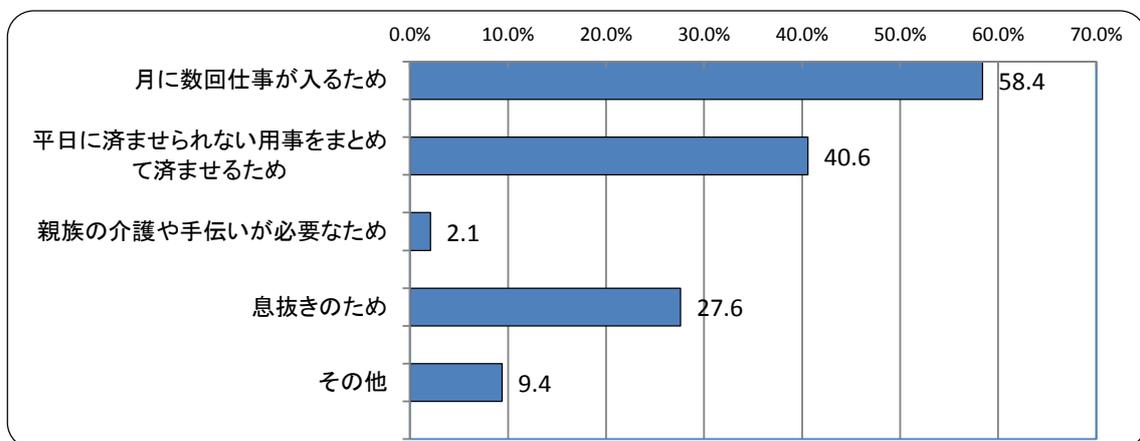


日曜・祝日の利用意向



なお、月に1～2回という不規則な利用を選んだ理由を聞いたところ、休日に用事を済ませたいという理由や、息抜きの時間を持ちたいという理由があり、働きながらでは平日にはなかなかまとまった時間をとることができない保護者に対して、ワーク・ライフ・バランスに配慮した対応が求められています。

利用意向が定期的ではない理由



(7) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向

地域子育て支援拠点の利用状況については、「利用していない」が8割をしめ、利用者は10.9%程度である。月当たりの利用回数については、「週1～3回」が約6割となり多くなっています。

一方、今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」が3割近くみられることから、子育て支援センターの利用拡大に向けた情報発信等が求められています。

現在の利用状況

	全体	子供の年齢							家族類型					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答	ひとり親	フル×フル	フル×パート	専業主婦(夫)	その他	無回答
調査数	763 100.0%	161 100.0%	104 100.0%	102 100.0%	127 100.0%	113 100.0%	151 100.0%	5 100.0%	72 100.0%	222 100.0%	208 100.0%	203 100.0%	13 100.0%	45 100.0%
地域子育て支援拠点事業	83 10.9%	35 21.7%	19 18.3%	12 11.8%	6 4.7%	3 2.7%	7 4.6%	1 20.0%	3 4.2%	12 5.4%	12 5.8%	51 25.1%	1 7.7%	4 8.9%
その他当該自治体で実施している類似の事業	27 3.5%	9 5.6%	7 6.7%	4 3.9%	4 3.1%	2 1.8%	1 0.7%	0 0.0%	2 2.8%	6 2.7%	4 1.9%	14 6.9%	0 0.0%	1 2.2%
利用していない	632 82.8%	119 73.9%	74 71.2%	85 83.3%	112 88.2%	102 90.3%	136 90.1%	4 80.0%	62 86.1%	192 86.5%	191 91.8%	141 69.5%	11 84.6%	35 77.8%

今後の利用意向

	全体	子供の年齢							家族類型					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答	ひとり親	フル×フル	フル×パート	専業主婦(夫)	その他	無回答
調査数	763 100.0%	161 100.0%	104 100.0%	102 100.0%	127 100.0%	113 100.0%	151 100.0%	5 100.0%	72 100.0%	222 100.0%	208 100.0%	203 100.0%	13 100.0%	45 100.0%
利用していないが、今後利用したい	192 25.2%	64 39.8%	29 27.9%	23 22.5%	27 21.3%	19 16.8%	27 17.9%	3 60.0%	18 25.0%	51 23.0%	43 20.7%	64 31.5%	4 30.8%	12 26.7%
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	51 6.7%	24 14.9%	6 5.8%	12 11.8%	5 3.9%	1 0.9%	2 1.3%	1 20.0%	1 1.4%	12 5.4%	3 1.4%	32 15.8%	1 7.7%	2 4.4%
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	436 57.1%	62 38.5%	54 51.9%	61 59.8%	83 65.4%	74 65.5%	101 66.9%	1 20.0%	46 63.9%	131 59.0%	138 66.3%	95 46.8%	6 46.2%	20 44.4%
無回答	84 11.0%	11 6.8%	15 14.4%	6 5.9%	12 9.4%	19 16.8%	21 13.9%	0 0.0%	7 9.7%	28 12.6%	24 11.5%	12 5.9%	2 15.4%	11 24.4%

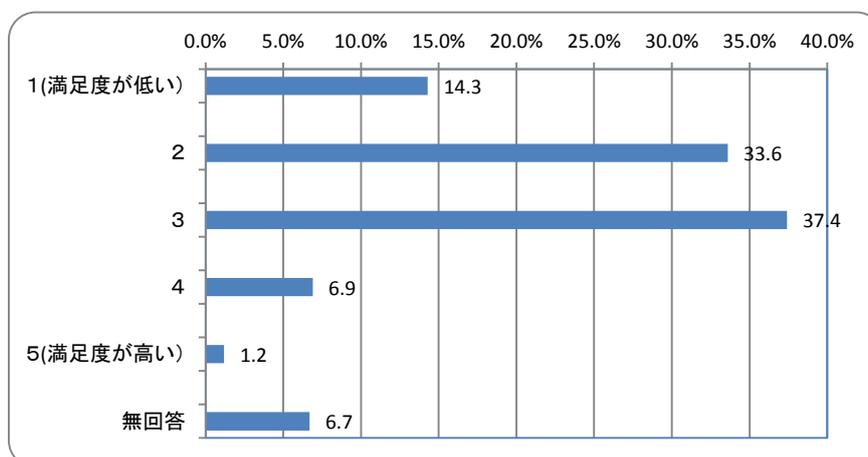
(8) 子育ての環境や支援への満足度

「3 どちらともいえない」が37.4%で最も多く、次いで「2 どちらかといえば満足していない」が33.6%、「1 満足していない」が14.3%となっています。

つまり、肯定的な回答が8.1%、否定的な回答が47.9%となっています。今後は、保護者の視点に立ち、子どもとその保護者を地域全体で温かく見守る地域づくりを行っていくことで、より多くの保護者から肯定的な印象を持ってもらい、子育てしやすい環境だと感じてもらえるような取り組みが重要となっています。

肯定的＝「5非常に満足している」＋「4どちらかといえば満足している」

否定的＝「2どちらかといえば満足していない」＋「1満足していない」



6 指宿市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

指宿市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援の充実に向けて、以下のような問題が考えられます。

(1) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

現状と課題

指宿市の就学前児童数は、少子高齢化が進む中、減少傾向で推移していますが、就学前施設（認可保育所（園）・幼稚園）の在籍児童数は全体として増加しています。こうした中、保育所の園児数は増加しているのに対し、幼稚園の園児数は減少しています。

現在は、保護者の就労状況等により、幼稚園か保育所で子どもが通える施設が限られており、幼稚園に余裕教室がある一方で、保育所は希望する施設に入所できずにいる児童が発生するといったアンバランスが生じています。

また、少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもとかかわる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤となる時期で、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要であり、こうした中、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要です。

また、近年、幼稚園・保育園・学校において、発達障害など特別な配慮が必要な子どもたちが増加傾向にあり、障害特性等に配慮した対応や支援が求められています。

課題

すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受け入れられる環境整備が求められています。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

現状と課題

子育て世代（30歳代前半）の労働力率をみると増加しており、アンケート調査の結果でも、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。

このような状況の中、就学前施設の入所状況をみると、認可保育所の在籍者数は増加傾向で推移しています。保育所では市立、私立とも定員を超える受け入れを行い、入所希望児童の多い地域に定員増の依頼をするなど、受け入れ枠の拡大を行っていますが、入所を希望する児童数の増加ペースに追い付かず、希望する施設に入所できずにいる児童が解消されない状況にあります。

子育て家庭における働き方が変化しているなか、今後、幼稚園等の既存施設の活用を図りながら、保育所の入所を希望する0～5歳児の受け入れの場の確保など、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子ども・子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが求められます。

課題

夫婦共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応が求められています。

(3) 子育て家庭を支える地域づくり

現状と課題

これまで本市では、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の解消に向けて、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりを進めてきました。

平成 25 年度に実施したアンケート調査においては、「子育て支援センター」をはじめとした子育て支援事業の認知度はある程度に確保されています。一方、利用状況は認知のほぼ半数となっています。利用希望は高いことから、認知から利用に至るまでのきっかけづくりと供給体制の確保など子育て支援事業のさらなる充実が求められています。

また、アンケート調査から、子どものしかり方や接し方など、子育てに関して悩んでいること、気になることがある保護者や、わずかながら、誰にも相談する人がいない、子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができないなど、子育ての不安感、孤立感を持つ保護者の姿がうかがえます。

そのため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭の不安や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、また喜びを感じながら子育てができるよう支援していくことが求められます。

課題

子育ての不安感をなくし、子どもの育ちと子育てを支援するための環境づくりが必要とされています。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**「すべての子どもの健やかな成長と幸せ
地域で子育て応援 いぶすき」**

子どもは家庭の希望であり、地域の宝です。

すべての子どもたちが、一人の人としてこのまちで大切に育てられ、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

そして、すべての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いです。

子どもたちが、さまざまな人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、夢を育み、希望を持って自からの力を発揮し、幸せになれるよう、親のみならず、地域のみんなで応援していきます。

また親も、子育てを通じてさまざまな人と関わりあいながら、経験を積み成長していきます。はじめからうまくいく子育てはなかなかありません。

地域社会が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心していきいきと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

指宿のすべての子どもたちが、笑顔で輝き、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域で力を合わせ、子ども・子育て支援に取り組み、子どもの元気を家庭の元気、いぶすきの元気につなげていきます。

2 基本的な視点

本計画を策定するにあたり、4つの大きな視点をもって進めることとしました。それは、「子どもの育ち」、「親としての育ち」、「地域での支え合い」、「子育て環境の充実」からの視点です。子どもは家庭、地域が守り、はぐくんでいく必要があります。4つの視点を計画全体において、総合的に取り入れ、各視点における目指す姿を支援し、計画を推進していきます。

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような取り組みを進めます。

(2) 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、心ゆたかな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、おのおのが協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの成長にとって、より良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要であり、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

(4) 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障害、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

3 基本目標

本計画では、基本理念を実践するために、計画の目指す姿を踏まえつつ、次の6項目を基本目標として、総合的に施策を推進していきます。

基本目標 1

子どもの成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を育むことが必要です。

乳幼児期の愛着形成、幼児期の人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を保障するとともに、保育所（園）・幼稚園・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう保・幼・小連携を推進します。

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。この役割を果たすことができるよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境整備を推進します。

基本目標 3

すべての子どもの育ちを支える環境づくり

障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通じた地域のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組みます。

基本目標 4

みんなが育つ環境づくり

子どもの成長には、愛情あふれるあたたかな家庭とともに、様々なことを学ぶことができる地域の環境が重要です。

また、親や家族、地域も子どもの成長に喜びを感じ、子どもとともに成長することが重要です。

次代の指宿市を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生き育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

基本目標 5

子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに非正規雇用労働者の割合も増えています。このような状況に対応するため、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

基本目標 6

安心して生活できる環境づくり

子どもと子育て家庭が安心して、快適に生活できる環境整備が求められています。

子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境などの整備を進めるとともに、地域一体となった事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

4 施策の体系

【基本理念】

「すべての子どもが健やかな成長を幸せに地域で子育てを応援し、いびすき」

基本目標 1 子どもの成長を育む環境づくり

- 基本施策
- (1) 就学前教育・保育の体制確保
 - (2) 放課後児童健全育成事業の推進
 - (3) 多様な保育サービスの充実

基本目標 2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

- 基本施策
- (1) 情報提供・相談体制の充実
 - (2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
 - (3) 小児医療の充実
 - (4) 「食育」の推進
 - (5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

基本目標 3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

- 基本施策
- (1) 地域での子育て支援の充実
 - (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

基本目標 4 みんなが育つ環境づくり

- 基本施策
- (1) 学校教育の充実
 - (2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり
 - (3) 親・家庭の子育て力の向上
 - (4) 次代の親の育成

基本目標 5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

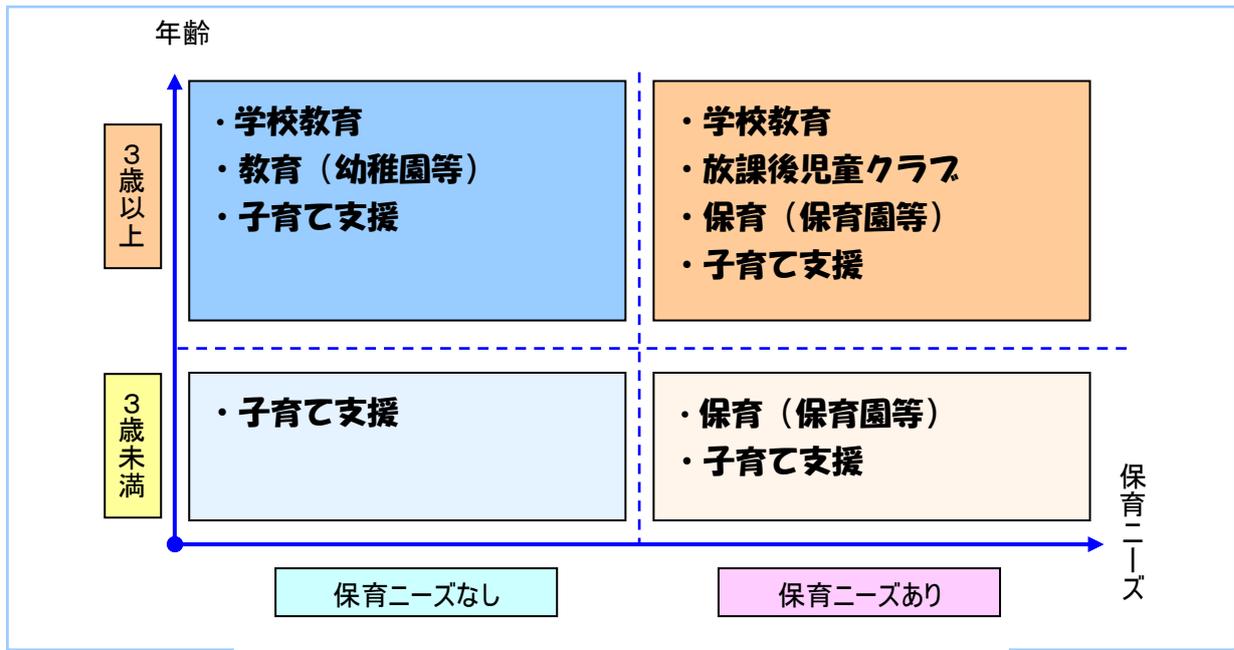
- 基本施策
- (1) 安心して妊娠・出産して子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備
 - (2) 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

基本目標 6 安心して生活できる環境づくり

- 基本施策
- (1) 安心して外出できる環境の整備
 - (2) 安全・安心なまちづくりの推進
 - (3) 良質な住宅の確保
 - (4) 子どもの交通等安全確保
 - (5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

5 子ども・子育て支援計画のイメージ

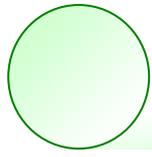
保護者等からみた子育て支援のイメージ



ライフステージやライフスタイル
に応じたニーズの調査・把握

子ども・子育て支援事業計画

子どものための教育・保育給付		地域子ども・子育て支援事業
施設型給付	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園 幼稚園 保育所 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業他 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ 実費徴収に係る補足給付事業 多様な主体の参入促進事業
地域型給付	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業者 家庭的保育事業者 居宅訪問型保育事業者 事業所内保育事業者 	
	児童手当	





第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

【施策の基本方向】

(1) 就学前教育・保育の充実

①教育・保育施設の充実

子どもや保護者の選択に基づき、多様な施設又事業者から教育・保育を受けられるよう、保育所、幼稚園、認定こども園の提供体制を確保していきます。また、地域型保育事業の導入を図ります。

更に、建物の老朽化が進んでいる施設については、環境改善への支援について検討します。

②教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、就学前教育保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本市においても、地域の実情や施設の状況を考慮しながら、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保育ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を図ります。

■認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

■幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。

■幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもと関わる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

③教育・保育の質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、家庭における教育力が低下する中、今後ますます就学前の教育・保育が重要となっています。

このため、幼稚園教諭・保育士の合同研修等を通じて、専門性の向上を図り、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

④産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設等の環境整備に努めます。

⑤特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

文部科学省の調査によると、公立小中学校の通常学級に発達障害のある児童生徒が6.5%在籍していると推定されています。

現在、幼稚園、保育所に通う選択をした場合、年齢ごとのクラス分けで障害の有無に関係なく、同じクラスで共に生活しています。そのような中、一人ひとりの多様な教育・保育ニーズに応じるため、子どもの特性や実態の把握、個別の指導計画の作成・活用に努め、職員の共通理解のもと支援を行っています。

さらなる関係機関との連携のもと、長期的な視点に立った個別の教育支援計画の充実を目指し、支援の必要な子どもやその保護者一人ひとりに寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、全職員が基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。

今後は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育（障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ）システム構築のための特別支援教育の推進」における報告等を踏まえ、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する障害に対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、障害児相談支援事業所や障害児通所支援事業所等の関係機関と連携を強化し、安心して保育できる環境づくりを進めます。

⑥幼・保・小の連携

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育・保育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保し、子どもに対して体系的な教育・保育が組織的に行われるようにすることは極めて重要です。遊びを中心とする幼児期の教育・保育から、教科を中心とする小学校教育へと環境が変わっても、「生活の接続」と「学びの接続」を考える必要があります。

このようなことから、子ども一人ひとりが環境の変化に対応できるよう、校区会議等を活用し、就学前施設と小学校がお互いの教育や保育、指導方法を学び合い、相互理解を深め、指導方法の工夫・改善に努めるとともに、幼児・児童の交流活動を充実させ、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

(2) 放課後児童健全育成事業の推進

①放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校に就学している児童であつて、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

現在本市においては、6保育所、2幼稚園の8施設で実施しています。安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を推進していきます。放課後児童クラブの実施にあたっては、保育所、幼稚園に加え、小学校の余裕教室等の活用を検討、開所時間の延長に係る取り組みや高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材の活用等、効果的・効率的な取り組みを推進することも大切です。これらの事業を可能な限り一体的に実施することとします。

(3) 多様な保育サービスの充実

①延長保育事業の実施

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施し、保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応します。

②保育所での一時預かり事業

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。既存保育所に対し一時預かり事業の実施について働きかけを行い、実施園の拡大に取り組みます。

③幼稚園での一時預かり保育事業

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、現在、一部の園で、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり、保育をしています。

新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、実施園の拡大を図ります。

④病児・病後児保育事業

病児・病後児保育については、子どもの病気による突発的なことから保護者のニーズも高く、就労世帯の支援につながることから、現在の事業を継続しながら、さらなる周知を徹底し利用促進を図ります。

⑤休日保育事業

日曜・祝日に、保護者の勤務等により、子どもが保育に欠ける場合、休日の保育を実施します。現在、1保育所での実施となっているため、実施園の拡大に取り組みます。

2 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、きめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(1) 情報提供・相談体制の充実

①利用者支援事業

子どもとその保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などの支援を行う事業となります。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の情報を集約し、適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

②地域での情報提供・相談事業

市内に2カ所ある子育て支援センターでは、地域の子育て支援の拠点として子育て相談を行っています。また、子育てに関する情報の提供や、子育てや子育て支援に関する講習等を実施しています。

子育てに関する情報は、子育ての不安や負担の軽減を図るため、健診・相談時において子育て情報のリーフレット等を配布するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供しています。

また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

本市では現在、乳幼児とその保護者を対象に市内3カ所で月1回、健診等で事後指導が必要な母子を対象に月1回の年48回の育児相談を実施しています。

また、子育てサロン「スマイル広場」を毎月1回程度、時遊館COCOはしむれにおいて、乳幼児を持つ保護者等に対し情報交換の場の提供をしています。さらに、幼稚園、保育園において家庭教育学級を開設し子育てに関する学習や講座の開催に取り組んでいます。

(2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

各種健診時や母子保健推進員による家庭訪問などの機会を通じて、妊娠期から育児期において切れ目のない継続した支援ができる体制を整備し、児童虐待防止の観点も考慮しつつ、子どもと母親の健康の確保及び推進を図ることが重要です。

特に、育児に関する様々な不安や悩みの解消を図るため、各種健診の場を活用した相談・指導等の充実を図るとともに、子どもの虐待の発生防止や障害の早期発見に関する啓発が大切です。各種健診の受診率は100%をめざすとともに、定期予防接種の実施と任意予防接種についての助成支援に取り組み、乳幼児期に心配される重大病等の予防対策に努めます。また、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故防止のための啓発に取り組みます。

また、妊娠中は精神的にも不安定になることが多いことから、母親が安全に安心して出産できるよう、母親の観点からみて満足できる「いいお産」を適切に普及しなければなりません。そのため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うとともに、出産後の子育て支援サービス等の情報提供に努める必要があります。

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて一貫した切れ目のない保健サービスを提供し、母子ともに健康が確保されるよう、新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図るとともに、健診受診率の向上に向けた情報提供に努めます。
- 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく事業の展開については、庁内の連携だけでなく、医療機関・保健所・関係機関等との連携を図り、協力体制を確立したなかで総合的に推進します。

①母子健康手帳交付および妊婦相談

妊娠届の際に母子健康手帳を交付するとともに、妊婦への各種制度の説明や妊娠・出産・育児に関する保健指導を行います。

②マタニティスクール

両親学級を開催して、父親の育児参加のきっかけづくりを行います。

③親子教室

1歳6カ月児～3歳児健診等において言葉・行動等で気になる幼児または育児不安の強い保護者を対象とした教室を開催し、育児支援を行います。

④保健センター開放（みんなで遊ぼう）

乳幼児とその家族を対象に保健センター等の場所と絵本や遊具を提供することにより、乳幼児の発達支援や保護者の育児負担の軽減を図ります。

⑤母子保健推進員活動

妊産婦や乳幼児の健康を守るため、母子保健に関する情報を収集し、より効果的な相談指導に努めます。

地域の子育て支援として、母子保健推進員による活動は重要であり、声かけ訪問等に努めるとともに活動内容やその役割についても情報提供していくことを推進します。

⑥妊婦健康診査

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

⑦産婦健康診査

3～4カ月児健康診査と同時に産婦健康診査を実施して、産婦の健康管理を支援します。

⑧妊産婦訪問指導

妊婦・産婦の健康状態、生活環境、疾病指導など、妊娠中あるいは産後に必要な事項について、家庭訪問のうえ適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を取り除き安心して出産・育児に臨むことができるよう支援します。

⑨ハイリスク妊産婦への支援

訪問指導によって低出生体重児の出生を予防するとともに、医療機関・保健所等の連携によりハイリスク妊産婦を早期に発見し、支援します。

⑩新生児・乳幼児訪問指導

新生児・乳幼児の発育・栄養・生活環境・疾病予防など、育児上重要な事項について、家庭訪問のうえ適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し支援します。

⑪乳児・幼児健康診査

乳児健康診査、1歳6カ月健康診査、3歳児健康診査等を実施して、乳幼児の疾病の早期発見および発育発達・生活習慣等のチェックを行い、必要な助言や育児支援を行います。

⑫歯科保健の推進

乳児健診、1歳6カ月児健康診査、2歳児健康診査および3歳児健康診査において歯磨き指導や歯科検診を行います。又、希望者に対してはフッ素塗布を行うとともに、県南薩地域振興局と連携しながらフッ化物洗口の普及に努めるなど、むし歯等の予防・早期発見を図り、歯科保健活動を推進します。

(3) 小児医療の充実

妊婦健診や乳幼児健診の受診率を向上し、今後とも医療機関との連携を図りながら、小児医療の充実を進めます。

日曜・祝祭日および夜間当番医については、指宿医師会の協力を得て、日曜・祝祭日および夜間の当番医制を行い、日曜・祝日の在宅当番医と夜間の当番医について、広報紙やチラシ、ホームページ等で情報提供します。

また、感染の恐れのある疾病の発生およびまん延を予防するため、各種予防接種事業を実施します。

さらに、SIDS（乳幼児突然死症候群）や小児事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策およびかかりつけ医の重要性・必要性について、普及啓発を図ります。

(4) 「食育」の推進

朝食の欠食等の食習慣の乱れ、これに伴う生活習慣病の問題などが懸念され、乳幼児からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着が望まれます。食を通じた心身の健全な育成を図るため、食に関する体験活動や子ども参加型の取り組みを促進するとともに、地域全体で連携しながら、食育の推進を図らなければなりません。

また、子育ての基盤となる『早寝、早起き、朝ごはん』を各機関と連携しながら、今後も啓発活動の推進に取り組むことが必要です。

本市では、母子健康手帳交付および妊婦相談・乳幼児健診・育児相談等において、離乳食指導や、栄養指導を行っています。

今後は、生涯にわたる健康づくりの基本となる「食」の大切さを広めていく観点から、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報の提供等を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、保護者に対する食生活改善指導等については、健康講話を実施するなどして推進し、小児生活習慣病の予防と適切な食習慣の確立を図ります。

朝食を摂らない等の昨今の食生活に対応するため、適切な食習慣等に関する指導・教育を推進します。

(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自殺や不健康やせ等の思春期特有の課題の重要性を十分認識し、必要な保健対策を実施します。十代の自殺死亡率を減少させるため、幅広い関係者の協力を得て児童生徒の問題行動の未然に防止し、自殺の兆候の早期発見等に取り組み、さらに、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒が妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られるよう環境づくりに努め、思春期の子どもの身体的・心理的状况を理解し、その行動を受け止めることができる地域づくりを推進することが必要です。

今後は、関係機関等との連携により、健康づくりに関する基礎的な知識と性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及、心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期における心身両面からの健康づくりを支援します。

また、好奇心から始まる喫煙や飲酒がない地域社会づくりを実現するため、学校と家庭が連携を図りながら青少年が健康的な生活習慣を身につけるよう支援していきます。

3 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

(1) 地域での子育て支援の充実

①ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、国の行動計画策定指針の改正趣旨を踏まえ、本市による実施の可否および実施体制について検討します。また、民間で実施している事業の情報を提供するとともに、保育サービス提供者を支援していけるよう検討します。

②地域子育て支援拠点事業（子ども支援センター事業）

市内に2カ所ある子育て支援センターにおいて、親と子どもが気軽に集い、交流し、親も子どもも共に学び、成長していくことができる場や機会を一層充実して、子育ての不安感等を緩和します。

また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していきます。

③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後2～3カ月の乳児がいる家庭に母子保健推進員が訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者から育児に関する話をお聴きすることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるように支援します。

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、健康増進課と関係課が連携し支援していきます。

④子育て支援ネットワーク

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、広報紙やホームページの充実を通じて、積極的な情報提供に努めるとともに、サービスの質の向上を図るため、子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進しなければなりません。

また、地域住民の多くが子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発に努めることも大切です。

さらに、親が安心して子どもを産み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くために、地域・学校・企業等が協力してネットワークを作ることにより、地域社会全体で親子を温かく見守り支える環境づくりに取り組むことが重要です。

今後は、保育所や幼稚園等において、保護者同士の仲間づくりの促進や情報交換及び相談の場を提供することなどにより、サービス利用者間のネットワークづくりや、気軽に相談できる場づくりを支援します。

また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知され、有効に利用されるよう、様々な媒体を活用した効果的な広報活動や子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。

⑤経済的な支援

雇用不安から家計収入が減少した家庭やひとり親家庭又は障害を持つ子どものいる家庭などは、子育てにかかる費用面の大きな負担感から、安心して子どもを産み育てることができないのではないかと不安を感じています。

子どもを安心して生み育てることができる環境づくりをめざし、様々な状況にある子どもとその家庭に対する経済面からの支援が不可欠です。

今後も継続して、多子世帯を対象とした保育料の軽減や無料化、また、児童手当の支給や子ども医療費の助成等を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を支援します。

⑥新たな地域コミュニティ組織

新たな地域コミュニティ組織は、地域住民が抱える課題を地域で解決できるしくみを、必要な財源も含めて模索しています。

新たな地域コミュニティ組織が、子どもを安心して生み育てることができる地域づくりに関連する課題解決に取り組む際には、積極的な支援を行います。

(2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

①療育等が必要な子どもと家庭への支援

障害のある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、障害のある子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるような基盤づくりが大切です。

本市では、障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもについては、幼稚園教諭や保育士等、支援者の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力を得ながら子どもの持つ可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができる力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報提供に努めます。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、広報紙等を利用した障害理解の啓発のほか、家族に対し、相談窓口の周知を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等は、関係機関と連携し障害児の受入れを推進します。

②ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の自立支援については、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援のほか、母子・父子自立支援員による生活支援や自立支援給付による就業に関する相談体制を整えるとともに、就業に必要な技能・資格等の取得支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

③要保護児童対策の充実

児童虐待防止のため、福祉関係者のみならず、医療、保健等の各関係者において児童虐待に関する情報を共有し、子どもを虐待から守る連携体制の構築が求められています。児童相談所が持っている相談対応や援助の技術等の提供等により、相談体制の強化を図ることも重要です。

また、健康診査等のあらゆる機会を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、適切な支援がすみやかに実施されるよう関係部局が緊密な連携を図り、医療機関との情報共有が必要となります。

今後も引き続き、広報紙やリーフレット等を利用して、児童虐待の防止に向けた意識啓発や適切な通報先の周知を図ります。

また、「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能を充実し、児童相談所等関係機関との連携を行うことで、虐待のおそれがある子どもの早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや保護者の保護を行います。

さらに、地域全体で児童虐待防止の機運をより一層高めるためにオレンジリボン運動の取り組みを推進します。

（※要保護児童対策地域協議会とは、地域、関係機関、関係団体が一体となって、児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステムです。）

④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

児童の保護者が、出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に、関係機関と連携し児童福祉施設等で養育保護するなど、よりきめ細かな対応に取り組めます。

今後は、保護者の多様化した利用目的に対応する有効な支援サービスとして充実を図るとともに、今後も増加が予想される緊急一時利用や、DVにより経済的に困窮している保護者への早急な対応を図ります。

4 基本目標4 みんなが育つ環境づくり

子どもは、さまざまな出会いや経験の中で成長していきます。しかし、働きながら子育てを行っている世帯が多い本市では、昔ながらの親自身が自分の親（祖父母）から日常生活の中で子育てを教わる体験が少なくなりつつある状況です。

一方地域は、相手を理解し、思いやる気持ちなど豊かな人間性を育む重要な役割を担っています。しかし、本市では、主に高校卒業と同時に進学や就職により、市外での生活を始める生徒が多く、市に残る世帯の核家族が急激に進展しており、地域での様々な活動に若い世代の参加が少なくなりつつあります。

親のあり方や子どもを産み育てることの意義を学ぶ場が求められます。また、親としての悩みに対して、解決へ導くアドバイスの提供や親同士が情報交換する場の提供が必要です。

一方、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

アンケート調査において、母子保健事業で実施している「家庭教育に関する学級・講座」の認知度・利用度等を見ると、利用状況に対して、利用意向が高いことから、利用者の増加に向けた事業の周知が求められています。

また、スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進が必要となります。

近年の厳しい経済情勢の中、教育の場では、次代の変化に対応できるたくましい子どもを育てるため、自ら学び、身近ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが求められます。

また、地域社会全体で子どもを育てる意識の高揚や環境づくりが求められます。

(1) 学校教育の充実

① 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けることが大切であり、教育内容や教育方法の一層の充実が必要です。そのため、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導体制の充実を図ることで、学校の活性化に取り組むとともに、各教育機関と連携して児童・生徒の学力の向上に取り組むことが大切です。

② 豊かな心の育成

子どもの豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制など各学校の取り組みに対し、支援・指導を行います。道徳教育の充実にあたっては、自他の生命をかけがえのないものとして尊重し、大切に子どもを育てるとともに、心の教育を推進し、差別や不正を許さない態度を培います。また、基本的な生活習慣を身に付け、体験活動の充実を図り、相互理解・相互尊重の精神を育てることを目的に、地域や学校などとの連携の強化に努める必要があります。

③ 健やかな体の育成

子どもの体力低下、生活習慣の乱れ、肥満の増加などの現代的課題に対応するため、体育の授業及び運動部活動を充実させることにより、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力の育成に取り組むことが大切です。

④ 信頼される学校づくり

保護者や地域住民の参画を得た学校運営の改善等を図り、地域社会が総がかりで子どもを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために学校施設の整備を適切に実施し、児童生徒が安心して教育を受けられることができるように、家庭や地域の関係機関・関係団体、学校などと連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境づくりに取り組まなければなりません。

⑤ 幼児教育の充実

人格形成の基礎となる幼児教育については、子ども・子育て支援法に基づき策定した子ども・子育て支援事業計画に従い、必要な施策の着実な実施に努めることが必要です。

このようなことから、次代の担い手である子どもが、確かな学力を身につけ、豊かな心や身体を育み、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、児童生徒一人ひとりの実態や特性に応じたきめ細かな教育ができる学校の教育環境等の整備に努めます。

また、地域及び家庭と学校との連携・協力を図りながら、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進し、子どもが安全に安心して教育を受けられる学校環境とするために必要な安全管理体制を確立します

(2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり

①子どもの健全育成

地域の方々の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりは、子どもの健全育成の大切な条件です。

本市では、児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による、「あいさつ・声かけ運動」や「郷中わくわく体験塾」などの各種事業や各校区に青少年育成推進員を委嘱し、児童の健全育成に努めています。

また、「いぶすきふるさと探検隊」をはじめとする活動・交流の場を充実させるとともに、校区ごとの青少年育成会議を開催し、生涯学習フェスティバルで表彰を行い、次代を担う地域リーダーの育成にも取り組んでいます。

今後は、これらの事業の継続とともに、子どもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進し、いじめ、引きこもり、不登校の子どもへの対応には、児童相談所、学校、保護司、警察、地域のボランティア等による適切な対応に努め、地域ぐるみの支援ネットワークや関係者で構成される専門チームを有効に活用します。

②世代間交流の促進

子育て支援等に関する施策を実施するにあたっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図り、豊かな子育て支援を実施しなくてはなりません。

また、関係機関等との連携を図りながら、各種の子育て支援サービスの場として学校の余裕教室等を利用するなど公共施設の有効活用を進めることも必要です。

本市では、考古博物館「時遊館COCCOはしむれ」を拠点とし、古代体験学習や貴重な文化財の保存・活用などの地域における多様な自然体験・社会体験等、郷土に根ざした諸活動を通して郷土の良さを体験させ、社会性を培い「ふるさと意識」の醸成を図ります。また、子ども会活動や保育所地域活動事業として、保育所において、小学校の子どもを受け入れ、保育所に入所している子どもと小学生との交流を促進しています。

今後は、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動や子どもが健やかに育つための居場所づくりの促進とともに、ボランティア活動等子どもたちの様々な地域活動、体験活動の場を提供するとともに、高齢者との交流など社会性をはぐくむための様々な体験活動を実施します。

地域において、子育て家庭の孤立化や子育てに対する負担感の増大を防ぐため、行政と地位の連携を進めながら交流の場づくりを目指します。

③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォン等の普及とともに、子どもたちの間で長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪の発生等が問題になっています。これらに対応するため青少年インターネット環境整備法（平成20年法律第79号）（注）等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力関係を強化し、青少年のインターネットの適切な利用や保護者に対する啓発活動を推進していかねばなりません。

（注）正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」。

今後は、「少年育成センター活動」「環境浄化モニター活動」の継続とともに、子どもの健全育成に関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、適切な指導等の強化を図ります。

また、警察等の関係機関、各種団体、PTA、ボランティア等の地域住民が一体となって連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策を推進していきます。

(3) 親・家庭の子育て力の向上

地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、地域社会全体の教育力の向上をめざします。

①豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材を有効活用した支援等のコミュニティを形成し、その協働による家庭教育支援を強化することが必要です。

②地域の教育力の向上

子どもの問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を地域全体ではぐくむため、地域住民や関係機関等が協力し、総合的な地域の教育力の向上及び各種関係機関のネットワークの充実に取り組むことが重要です。

今後は、現在実施している「読書活動」、「郷中わくわく体験塾」、「いぶすきふるさと探検隊」等の事業を通してふるさとの良さを再発見するとともに、異年齢による野外での共同生活をすることで、郷土を愛し思いやりをもった青少年をはぐくみ、次世代のリーダーとしての育成を継続していきます。

また、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

(4) 次代の親の育成

小学生、中学生、高校生などが、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会の充実を図るとともに、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることなど、次世代の親となるための教育・広報・啓発について、各分野が連携して効果的な取り組みを推進することが大切です。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるよう、地域の環境整備を進める必要があります。

今後本市では、命の大切さを伝えていくための保育実習や職場体験学習等の実施や出会いの場の創出を図るための「世話やきキューピッド事業」などの事業を継続して広報啓発等を行なっていきます。

また、次代の親のあり方の視点から、男女共同参画に関する支援事業や研修会、家庭教育学級等の充実強化を図るとともに、児童生徒が乳幼児とふれあう機会を提供し、子育て意識を育みます。

5 基本目標5 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

仕事を持つ母親が増加する中、子育ての負担をできる限り軽減するため、父親が子育てに参加するとともに、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

男女問わず仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）を図り、生産性を向上させることが、個人の働きがいの向上、企業価値の向上につながると考えられます。

特に女性にとっては、「結婚・出産」というライフイベントにあたり、仕事と子育ての両立について不安を抱く場合が多いため、その不安を解消し、一人ひとりがその能力を持続して発揮できるよう、産前産後休暇や育児休業の取得、労働時間の短縮等、男女が子育てと仕事が両立できる職場環境の確立を目指し、事業主や企業に対する啓発活動を推進します。

(1) 安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備

働く人、事業主、地域の人々に対し、「ワーク・ライフ・バランス」に関する理解や合意形成を促すための広報・啓発活動を実施し、民間団体等を含めた関係機関等とも連携、協力しながら、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを進めることが大切です。

また、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）等を活用した、事業所等に対する周知・啓発も有効といえます。



今後は、性別に関わらず、すべての働く人が、仕事と生活のバランスの取れた環境を実現させるため、働き方を見直し、国・県・関係団体等との連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等に対する広報・啓発・情報提供に努めます。

また、働きながら子育てをしても親子がふれあう時間を十分持てるよう、フレックスタイム制度や在宅勤務等子育て家庭や多様化するライフスタイルに配慮した勤務形態の導入や育児休業制度が男女ともに円滑に実施されるよう、事業主に対する普及啓発に努めます。

これらを企業に対する啓発活動を推進していくと同時に、本市自身が率先して多様な働き方が尊重される職場づくりに積極的に取り組み、地域全体で仕事と生活の調和の実現をめざします。また、あわせて障害のある人の雇用にも取り組みます。

(2) 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

指宿市男女共同参画基本計画に基づき、男女が協力して家庭を築き子どもを産み育てられるよう、家庭・地域・職場等様々な場所における男女共同参画意識の醸成につとめます。

すべての人が互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として責任を担いながら、自らの意思により社会に参画することや、多様なライフスタイルを認め合い、支え合う社会の実現を目指す必要があります。性別やライフスタイルにかかわらず、誰もが、その生き方を尊重され、安心して暮らすことができる社会を基盤とする地域を目指します。

そのため、市が行うあらゆる施策については、性別やライフスタイルの違いに対して、中立公平にその展開を図るとともに、男女共同参画セミナーなどを通じ、あらゆる場において性別による偏見や差別をなくすための意識を啓発します。

6 基本目標6 安心して生活できる環境づくり

近年、子育て世帯は、市町村の生活環境や、子育て支援に係る経済的な支援体制を重視して、居住する市町村を選択しているといわれています。

そのため、子どもとその家族が、快適な環境の中で安心して外出できる市にしていくためには、本市のもつ魅力の一つである豊かな自然環境の保全や、自然と調和のとれた居住空間の充実が求められています。

一方、安全面については、災害時避難に係る行動の検討とそれらをまとめた危機管理マニュアルの作成等が、学校や地域等において求められます。

さらに、地域・学校・関係団体の連携による、子どもにとって安全な交通環境の整備や子どもの遊び場の確保などが求められます。

あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取り組み等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的な住みやすい生活環境の充実が必要となります。

(1) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの家族をはじめとするすべての人が安心して外出できるよう、バリアフリー法に基づき、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化を進めるとともに、あわせて、妊産婦へ配慮し、ベビーカー利用者への理解を深める「心のバリアフリー」にも取り組み、ハードとソフトの両面から一体的なバリアフリー化を推進していく必要があります。

今後は、公共施設については、子どもや子ども連れの人も利用しやすいバリアフリー化を踏まえた環境整備を推進します。

また、スーパー等の不特定多数の人が利用する商業施設においても、施設設備のバリアフリー化を促進します。

このような市の取り組みを広報紙やホームページを活用し、子育て世帯が安心して外出するためのバリアフリー関連情報を提供します。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

子どもたちの生活における安全の確保に向け、家庭・地域・学校との連携を強化し、子どもたちを見守る体制づくりを目指します。

今後も明るい社会環境の整備推進を図るための通学路や地域を結ぶ幹線道路等に防犯灯を設置し、犯罪の未然防止を図り、子どもの安全を守ります。

さらに、地区公民館等による安全灯の設置や維持管理についての支援を行います。

(3) 良質な住宅の確保

多様な住宅ニーズに対応し、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用したファミリー向け賃貸住宅等の供給を支援するとともに、小さな子どもがいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に取り組むことが大切です。また、子育て世帯の入居受け入れが可能な民間の賃貸住宅に関する情報提供を進めていくことも必要です。

今後は、市営住宅の建設や改修を実施する場合は、子育て家庭にも配慮した、良質で利便性の高い、特色のある住宅の整備を図ります。

また、子育て世帯が子育てしやすい、ゆとりある住宅を確保できるよう、適正な空き家等に関する情報の提供を推進します。

(4) 子どもの交通等の安全確保

(1) 交通安全教育の推進

子どもの交通事故防止のための第一の対策は、何よりも子ども自らが交通安全意識を高めることであり、子どもやその保護者を対象とした交通安全教育は大変重要です。子どもを交通事故から守るため、警察や地域の関係機関等との連携・協力体制の強化しつつ、効果的な交通安全教育を実施するなど、地域が一体となって交通事故の防止に努めなければなりません。

(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法に関して、市の広報紙等を活用して周知徹底を図ることが大切です。

(3) 自転車の安全利用の推進

子どもを自転車に乗せる際の乗車用ヘルメットの着用とともに、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用推進に関して、利用者への周知徹底が必要です。

今後は、子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、小中学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の一層の充実強化やチャイルドシートの正しい使用を徹底するための交通安全教室の開催等子どもを事故から守る対策を推進します。

また、自転車の安全利用の観点から、幼児・児童の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、幼児二人同乗用自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等を検討します。

(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、①犯罪等に関する情報提供、②関係機関・団体との情報交換、③「子ども 110 番の家」、④「こども安全パトロール」等の防犯ボランティアへの活動支援といった安全確保に向けた取り組みを推進し、地域全体で子どもの防犯意識の向上に向けた取り組みが求められます。

また、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等については、犯罪の防止に配慮した環境づくりが必要です。

今後は、子どもの犯罪被害を防ぐための行政、警察など関係機関及び団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。

また、緊急時に子どもが駆け込める「子ども 110 番の家」と警察、学校、家庭との連携を強化し、子どもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

これらは、子ども安全パトロール活動と連携しながら地域一体となった防犯活動の実施を目指します。



第5章 事業計画

第5章 事業計画

1 教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件，交通事情その他の社会的条件，現在の教育・保育の利用状況，教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが，実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none"> ●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の移動状況を踏まえている ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本市の教育・保育提供区域について

市内全域を1つの区域として設定し，現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ，教育・保育，地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については，自宅に近いという理由のほか，保護者の通勤経路等から選択することが考えられ，複数の区域を設定した場合，自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合，保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり，区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ，利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

2 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間設定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労、疾病など）、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

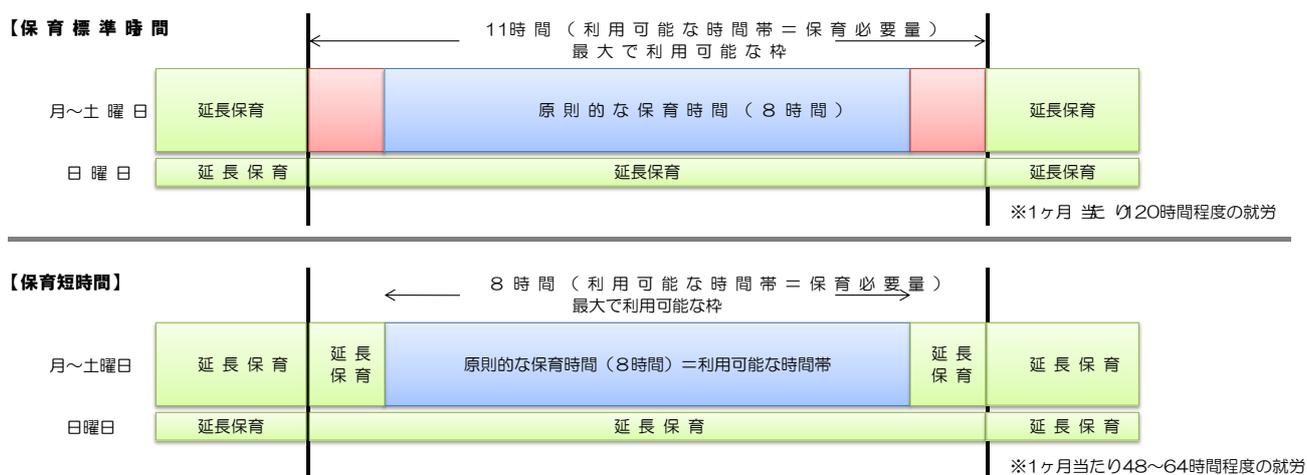
(1) 保育を必要とする事由

- ① 就労
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要である事
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 保育の必要量

保育の提供に当たって、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定し、この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定しています。

【保育必要量のイメージ】（一般的な保育所のように月曜日～土曜日開所の場合）



(3) 優先利用への該当

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障害を有する場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童
- ⑨ その他市町村が定める事由

3 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」とあわせて「確認」を受ける必要があります。

本市においては、今後新たな事業所の参入等に対応できるよう、関係条例の整備を始め、必要な手続きを行います。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	鹿児島県	子ども・子育て支援法	指宿市
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法	鹿児島県		
		保育所型 地方裁量型	保育所部分：児童福祉法	指宿市		
	幼稚園		学校教育法	鹿児島県		
	保育所		児童福祉法	鹿児島県		
地域型	小規模保育		児童福祉法	指宿市		
	家庭的保育					
	居宅訪問型保育					
	事業所内保育					

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みと確保策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

なお、本市には、平成26年10月現在、保育所が14か所、認定こども園1か所、幼稚園が5か所あることから、子どものための教育・保育給付についての量の見込みと確保策は、計画期間中に待機児童が発生することがないように、これらの施設を中心として提供していくこととします。

(2) 量の見込みと確保策について

①1号認定・・・幼稚園標準時間（3歳以上）の利用

【量の見込みと確保策】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		256	265	254	256	246
②確保 方策	幼稚園・ 認定こども園	525	525	525	525	525
②－①		269	260	271	269	279

② 2号認定・・・保育認定（3歳以上）の利用

【量の見込みと確保策】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		762	787	784	763	729
②確保 方策	保育所・ 認定こども園	657	657	784	784	784
②－①		▲105	▲130	0	21	55

【今後の確保策の方向性】

私立認可保育所の定員増

私立認可保育所・私立幼稚園の認定こども園化

③ 3号認定・・・保育認定（3歳未満）の利用

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		585	557	543	528	513
②確保 方策	保育所・ 認定こども 園	383	383	543	543	543
②－①		▲202	▲174	0	15	30

【今後の確保策の方向性】

私立認可保育所の定員増

私立認可保育所・私立幼稚園の認定こども園化

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みと確保策について

①延長保育事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		444	443	437	426	409
②確保方策	延長保育事業	444	443	437	426	409
②-①		0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

原則、全ての施設で実施することとし、延長保育時間については、利用者のニーズ等を踏まえ対応する。

②放課後児童健全育成事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		275	275	275	275	275
②確保方策	放課後児童健全育成事業	275	275	275	275	275
②-①		0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

定員の弾力的運用
施設整備等予定

③子育て短期支援事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		3	3	3	3	3
②確保方策	子育てショートステイ	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子の実施施設における一定期間の養育及び保護を行う。

④地域子育て支援拠点事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人回

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		2,077	1,982	1,934	1,881	1,825
②確保方策	子育て支援センター	2077	1982	1934	1881	1825
②-①		0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

⑤一時預かり事業

ア. 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

【量の見込みと確保方策】

＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり＞

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		22,666	23,420	23,312	22,688	21,698
②確保方策	一時預かり事業（在園児対象型）	22,666	23,420	23,312	22,688	21,698
②－①		0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

イ. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		1,439	1,432	1,412	1,374	1,323
②確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	1,439	1,432	1,412	1,374	1,323
②－①		0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

⑥病児・病後児保育事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		622	619	597	593	571
②確保方策	病院・病後児 保育事業	560	560	560	560	560
②-①		▲62	▲59	▲37	▲33	▲11

【今後の確保策の方向性】

保護者のニーズも高く、就労世帯の支援につながることから、現在の事業を継続しながら、さらなる周知を徹底し利用促進を図ります。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

【量の見込みと確保方策】〈市全域〉

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		48	46	47	46	48
②確保方策	ファミリー サポート・センター 事業	0	0	50	50	50
②-①		▲48	▲46	3	4	2

【今後の確保策の方向性】

現在、実施していないが、計画の中間年度の平成29年度を目途に1か所設置予定。

⑧利用者支援

【量の見込みと確保方策】〈市全域〉

単位：か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	1	1	1
②確保方策	0	0	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

現在、実施していないが、計画の中間年度の平成29年度を目途に1か所設置予定。

⑨妊婦健康診査

【量の見込みと確保方策】〈市全域〉

単位：人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	3,307	3,222	3,137	3,031	2,936
②確保方策	3,307	3,222	3,137	3,031	2,936
②-①	0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【量の見込みと確保方策】〈市全域〉

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	312	304	296	286	277
②確保方策	312	304	296	286	277
②－①	0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

⑪養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

【算出プロセス】

これまでの利用実績と人口推計から割り出される将来の出生数等を勘案して見込む。

【量の見込みと確保方策】〈市全域〉

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	374	374	374	374	374
②確保方策	374	374	374	374	374
②－①	0	0	0	0	0

【今後の確保策の方向性】

提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

本市においては、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業となります。

本市においては、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。



第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村等の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

そのため、「本市の責務」、「事業主の責務」、「市民の責務」について、それぞれが責任を持って果たしていくことで、計画の推進を図ります。

2 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

3 計画の推進に向けた連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

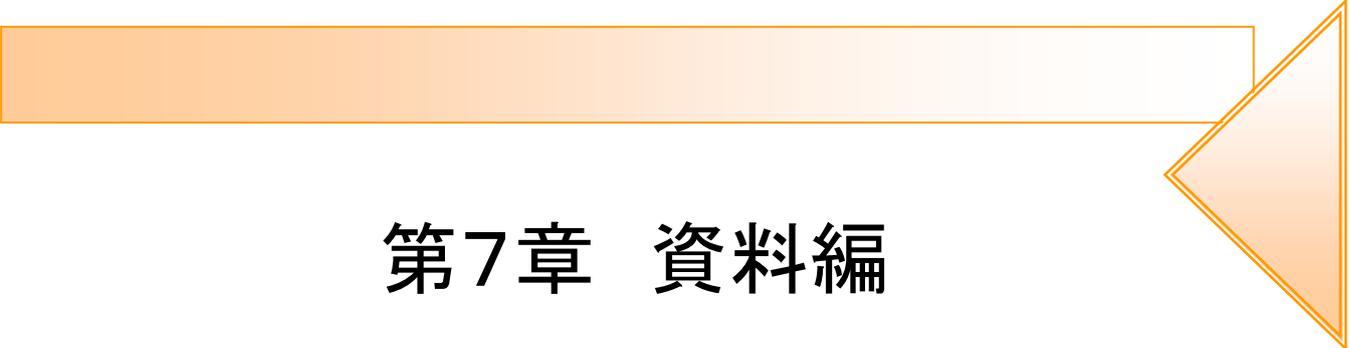
(1) 市内における関係者の連携と協働

本市は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

(2) 近隣市町村や国・県との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取り組みを推進することが必要となります。

そのため、本市、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を越えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。



第7章 資料編

第7章 資料編

1 指宿市子ども子育て会議設置要綱

○指宿市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 19 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、指宿市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 公共的団体等の代表者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年指宿市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略



2 指宿市子ども子育て会議委員名簿

3 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

用語	定義
1 子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。)</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)</p>
2 市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
3 市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める区長の附属機関)。
4 幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条)</p> <p>※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。</p>
5 子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
6 教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
7 施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
8 特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

用語		定義
9	地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29, 43条)
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし, 利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし, 利用定員が5人以下で, 家庭的保育者の居宅またはその他の場所で, 家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし, 当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし, 事業所内の施設において, 事業所の従業員の子どものほか, 地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が, 国の策定する客観的基準に基づき, 保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども ・2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども ・3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が, 認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して, その申請に基づき, 各施設・事業の類型に従い, 市町村事業計画に照らし, 1号認定子ども, 2号認定子ども, 3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※認可については, 教育・保育施設は都道府県, 地域型保育事は市町村が行う。</p>
18	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業, 一時預かり, 乳児家庭全戸訪問事業, 延長保育事業, 病児・病後児保育事業, 放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)

子ども・子育て支援事業計画

平成 27～31 年度

平成27年3月

発行 指宿市役所 地域福祉課

〒891-0497

鹿児島県指宿市十町2424番地

電話: (0993) 22-2111 (代表)

<http://www.city.ibusuki.lg.jp/>
